

直島町一般廃棄物処理基本計画 (改訂版)

平成 31 年 3 月

直 島 町

目 次

第1章 計画改訂の基本的事項

- 1 計画改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 1
- 2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け・・・・・・・・・・ 1- 2
- 3 計画対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 3
- 4 計画目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 3

第2章 地域概況

- 1 自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 1
- 2 気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 2
- 3 人口等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 3
- 4 産業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 5
- 5 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 6

第3章 ごみ処理基本計画

- 1 ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 1
- 2 ごみ処理に係る将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-34
- 3 ごみ処理の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-42
- 4 ごみ処理に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-48
- 5 ごみ処理に係る数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-50
- 6 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-57
- 7 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項・・・・・・・・ 3-58
- 8 収集運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-62
- 9 中間処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-63
- 10 最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-64
- 11 その他ごみ処理に関し必要な事項・・・・・・・・・・ 3-65

第4章 生活排水処理基本計画

- 1 生活排水の処理体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4- 1
- 2 生活排水の処理形態別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4- 2
- 3 し尿、浄化槽汚泥及び自家処理量の排出量・・・・・・・・ 4- 3
- 4 収集・運搬体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4- 4
- 5 生活排水の処理主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4- 4
- 6 し尿処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4- 5
- 7 生活排水処理に係る将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4- 6
- 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10
- 9 その他処理に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-12

第1章 計画改訂の基本的事項

1 計画改訂の趣旨

直島町（以下、「本町」という。）では、平成 23 年度に計画目標年次を平成 38 年度とする「直島町一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年 3 月）」（以下、「現行計画」という。）を策定し、廃棄物のリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の促進を図り、循環型社会の実現を目指していくため、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで取り組んできた。

一方、国において「循環型社会形成推進基本法」のもと、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」等の個別のリサイクル法や水銀使用廃製品については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」などの法体制が整備されている。

本町は、このような状況の中で、平成 26 年 4 月から小型家電のピックアップ回収を始め、平成 27 年 4 月に資源化施設の稼働、平成 27 年 11 月から全地区共通の収集曜日に変更、平成 28 年 4 月に焼却施設の稼働、ごみの分け方と出し方（保存版）を全戸配布するなど、ごみ処理に関する新たな取り組みを進めてきた。

本計画策定から 6 年が経過したことから、本計画の評価及び中間の見直しを図り、ごみを取り巻く社会状況の変化や本町のごみ処理施策の整備状況等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）の改訂を行い、さらなるごみの減量化、資源化を推進していくものとする。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされている。これに基づき策定する一般廃棄物処理基本計画は、上位計画である第4次直島町総合計画（平成25年3月策定）における部門別計画として位置付けるものである。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなる。本計画に沿って町民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことによって、適正なごみ処理と環境への負荷が低減される循環型社会の実現を目指す。

本計画と廃棄物処理法やその他の関連計画との関係を、図1-1に示す。

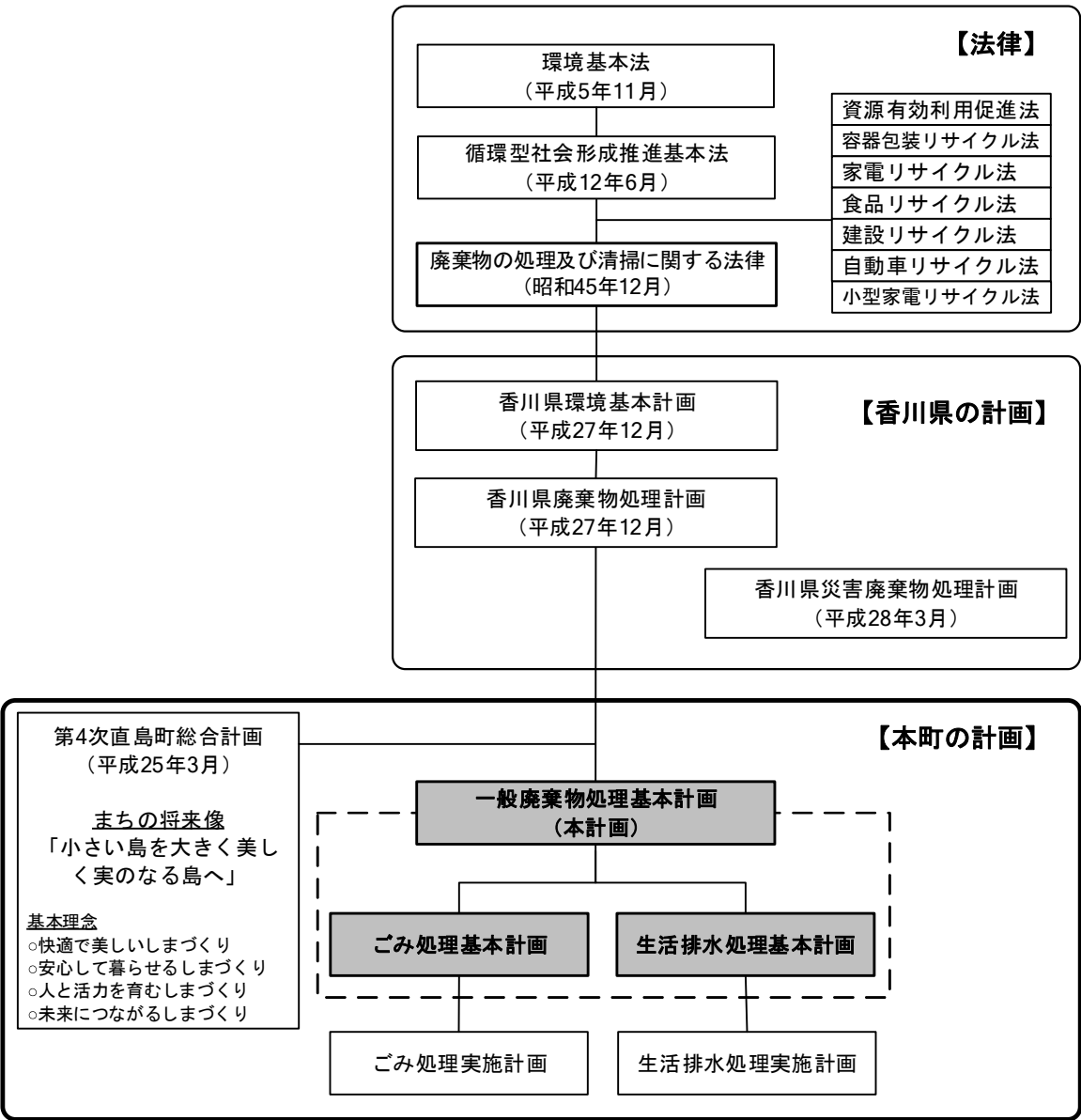


図1-1 本計画と廃棄物処理法やその他の関連計画

3 計画対象範囲

計画対象範囲は図 1-2 に示すとおりであり、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とする。

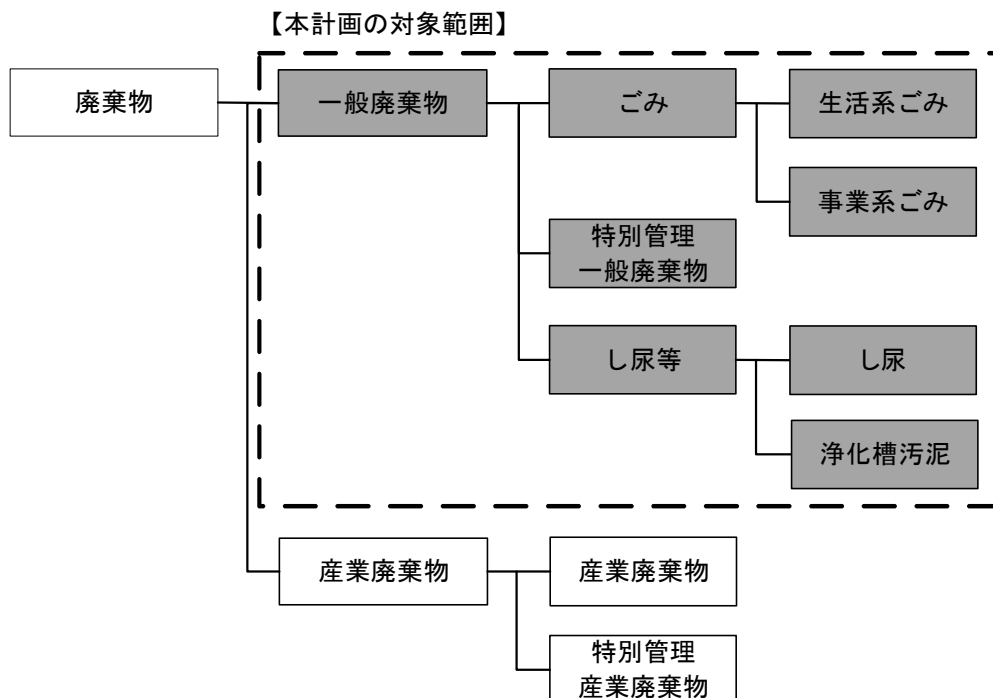


図 1-2 計画対象範囲

4 計画目標年度

4.1 計画対象期間

計画対象期間は、平成 30 年度～平成 38 年度までの 9 年間とする。

4.2 計画目標年度

計画目標年度は平成 33 年度を中間目標年次、平成 38 年度を計画目標年次として設定した。

中間目標年次：平成 33 年度（西暦 2021 年， 4 年後）

計画目標年次：平成 38 年度（西暦 2026 年， 9 年後）

第2章 地域概況

1 自然条件

本町の位置は、図 2-1 に示すとおりである。

本町は、人口 3,140 人（住民基本台帳（平成 29 年度））で、香川県高松市の北方約 13km、岡山県玉野市の南方約 3km の備讃瀬戸最狭部に位置する大小 27 の島々からなる瀬戸内海国立公園区域に浮かぶ美しい自然環境に恵まれた群島の町である。

直島は、その中央部にあり東西約 2km、南北約 5km、周囲約 16km で、全島老化した花崗岩とその風化土に覆われる丘陵性の島で、曲折の多い海岸線は内海特有の白砂青松の自然美を形づくっている。

本町は、本州からわずかな距離にあり、瀬戸内海の離島では比較的アクセスも良く、他地域との人的・物的交流も活発に行われている。また、直島島内には美術館やベネッセハウス等を始めとした観光資源も豊富であり、文化性の高い島として発展してきている。

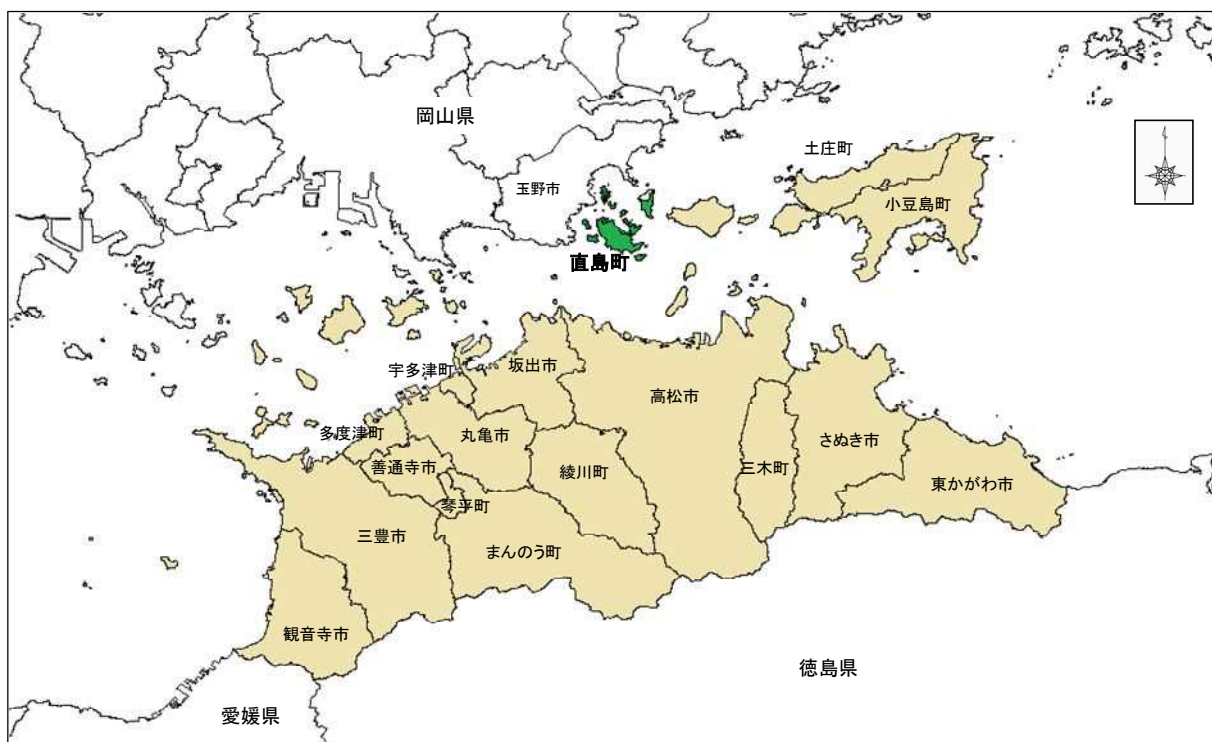


図 2-1 本町の位置

2 気象

本町の年間降水量及び日平均気温の推移は、表 2-1 及び図 2-2 に示すとおりである。

平成 20 年から平成 29 年の間では、降水量は約 900～1,500mm の間で推移しており、日平均気温は 15.8～16.4℃で推移している。

表 2-1 年間降水量と日平均気温の推移

年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
年間降水量 [mm]	972.5	1,026.0	1,045.0	1,479.5	962.0
日平均気温 [℃]	16.4	16.2	16.3	15.9	15.8

年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
年間降水量 [mm]	1,189.0	902.5	1,163.5	1,263.0	1,149.5
日平均気温 [℃]	16.1	15.8	16.2	16.8	16.0

資料：気象庁ホームページより（観測所：玉野）

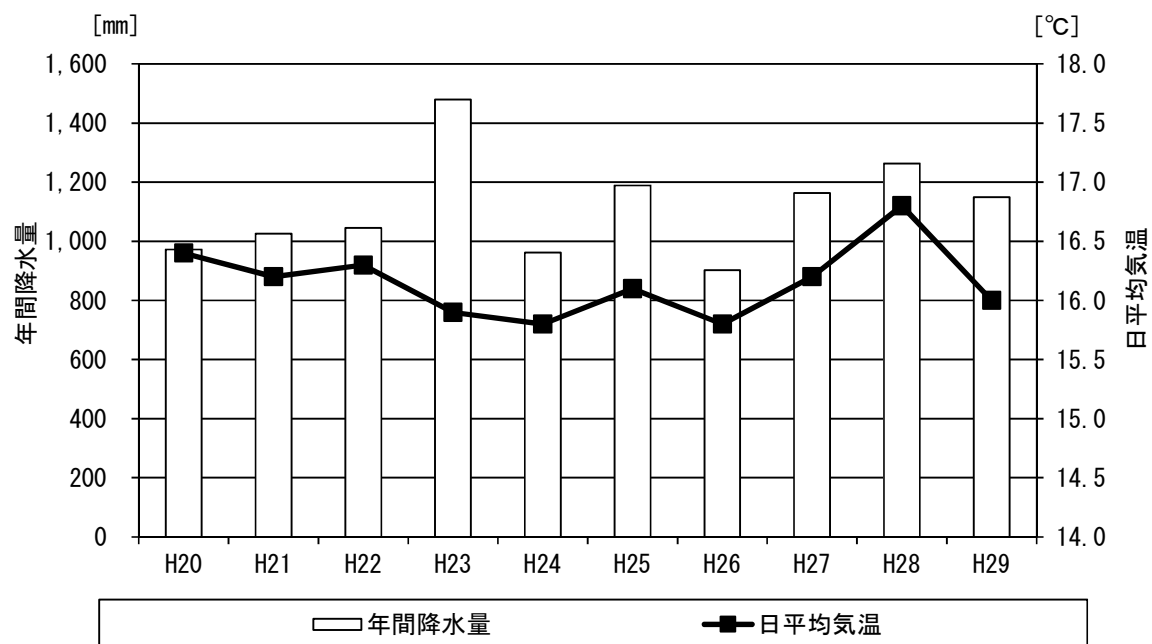


図 2-2 年間降水量と日平均気温の変化

3 人口等

3.1 人口

本町の過去 10 年間の人口は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりである。

本町の人口は平成 20 年度以降減少傾向となっており、平成 29 年度は 3,140 人となっている。

表 2-2 本町の人口

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人口 [人]	3,408	3,336	3,298	3,259	3,223

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人口 [人]	3,206	3,174	3,135	3,144	3,140

資料：住民基本台帳（平成 30 年 4 月 1 日現在）

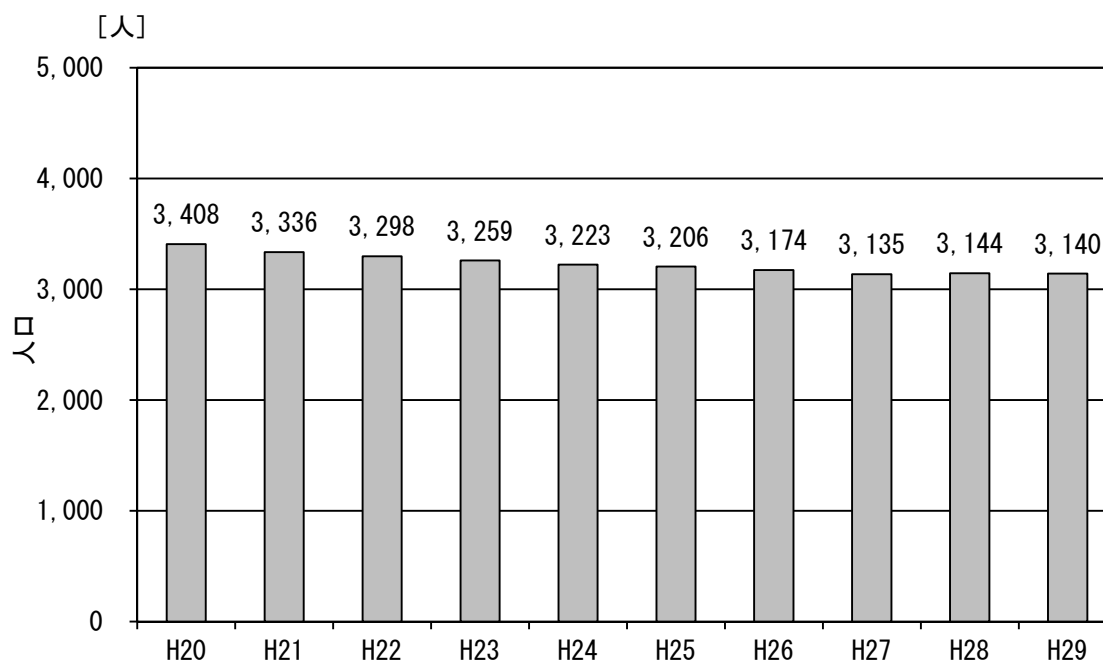


図 2-3 本町の人口

3.2 人口動態

本町の過去5年間の人口動態は、表2-3及び図2-4に示すとおりである。

本町における人口動態は、出生人口が死亡人口を下回っている。また、転入人口は平成27年度、平成28年度以外は転出人口を下回っており、自然動態及び社会動態によりわずかな人口減少となっている。

表2-3 人口動態

[単位：人]

	人口 動態	自然動態				社会動態			
		出生	死亡	その他	増減	転入	転出	その他	増減
平成25年度	-32	20	42	0	-22	152	162	0	-10
平成26年度	-39	22	46	0	-24	166	181	0	-15
平成27年度	9	23	50	0	-27	186	150	0	36
平成28年度	-4	27	41	0	-14	185	175	0	10
平成29年度	-42	21	42	0	-21	170	189	2	-21

資料：直島町統計資料（平成29年度版）

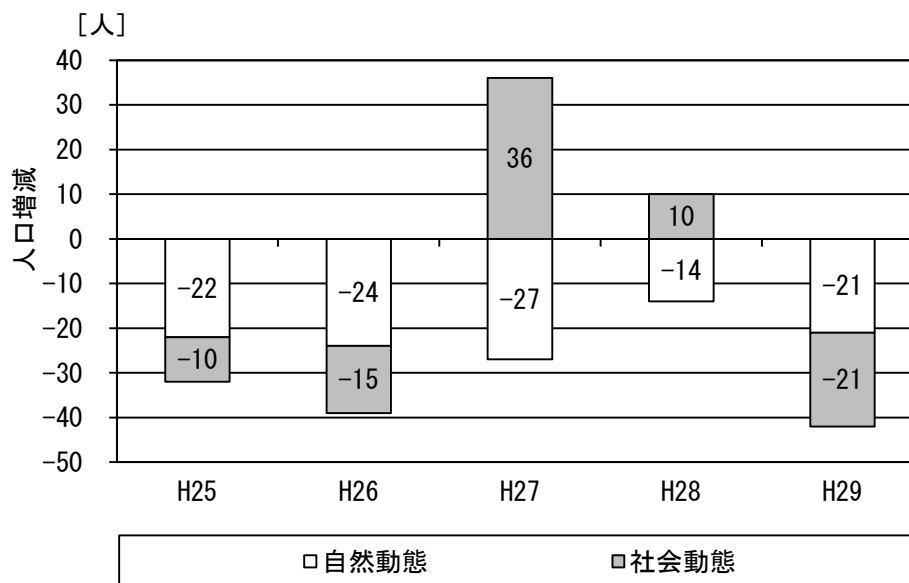


図2-4 人口動態

4 産業構造

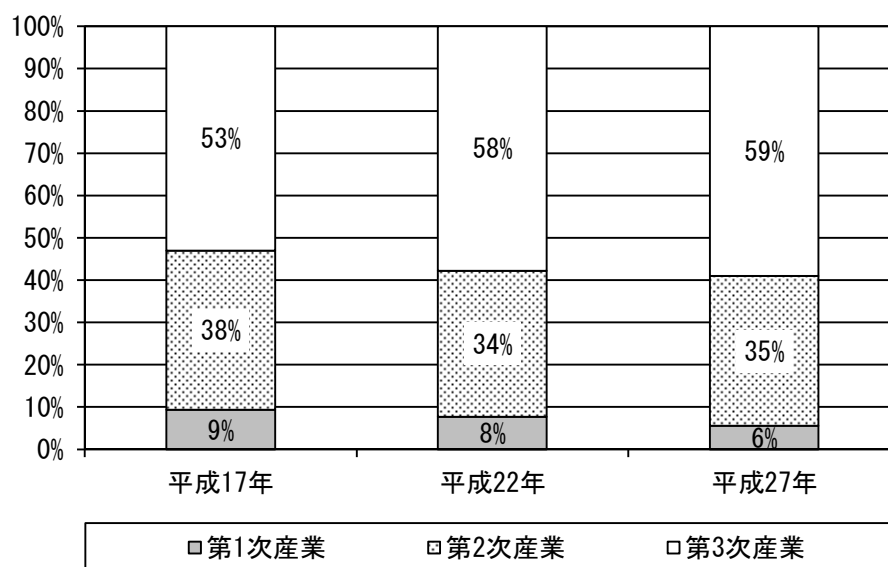
産業別就業者数は、表 2-4 及び図 2-5 に示すとおりである。

平成 27 年の本町の産業別就業者数は、第 1 次産業が 92 人、第 2 次産業が 585 人、第 3 次産業が 977 人となっており、第 1 次、第 2 次産業の割合は減少、第 3 次産業の割合は増加している。また、近年はサービス業の就業者数が著しく増加している。

表 2-4 産業別就業者数

[単位：人]

産 業 分 類	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第 1 次産業	162	131	92
農業	4	0	3
林業・狩猟業	9	8	4
水産業	149	123	85
第 2 次産業	649	586	585
鉱業	5	0	0
建設業	185	130	111
製造業	459	456	474
第 3 次産業	917	984	977
卸・小売業	166	140	123
金融・保険・不動産業	14	17	16
運輸・通信業	170	206	141
電気・ガス・水道業	6	13	10
サービス業	475	525	569
公務	86	70	70
その他	0	13	48
合 計	1,728	1,701	1,654



資料：国勢調査より

図 2-5 産業別就業者数の割合

5 土地利用

土地利用状況は、表 2-5 及び図 2-6 に示すとおりである。

土地利用状況は、平成 27 年度から平成 29 年度まで変化はなく、地目は、山林が最も多く、次いで宅地が多かった。

表 2-5 土地利用状況

年 次	単位	総数	地目						
			田	畑	宅地	山林	原野	沼地	雑種他
平成 27 年度	ha	824	13	39	115	607	-	7	43
	%	100.0	1.6	4.7	14.0	73.7	-	0.8	5.2
平成 28 年度	ha	824	13	39	115	607	-	7	43
	%	100.0	1.6	4.7	14.0	73.7	-	0.8	5.2
平成 29 年度	ha	824	13	39	115	607	-	7	43
	%	100.0	1.6	4.7	14.0	73.7	-	0.8	5.2

資料：直島町統計資料

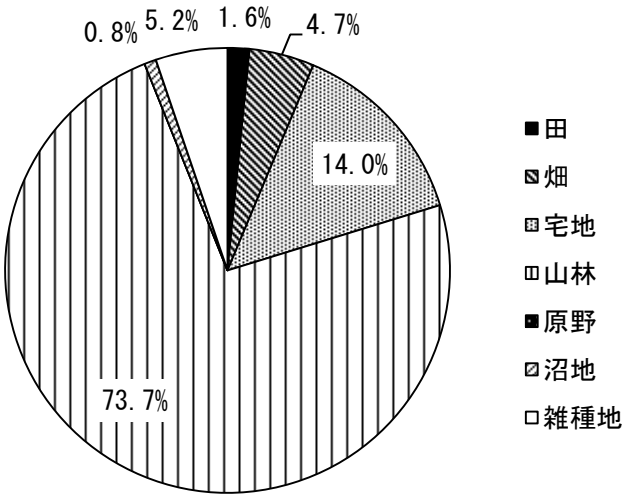


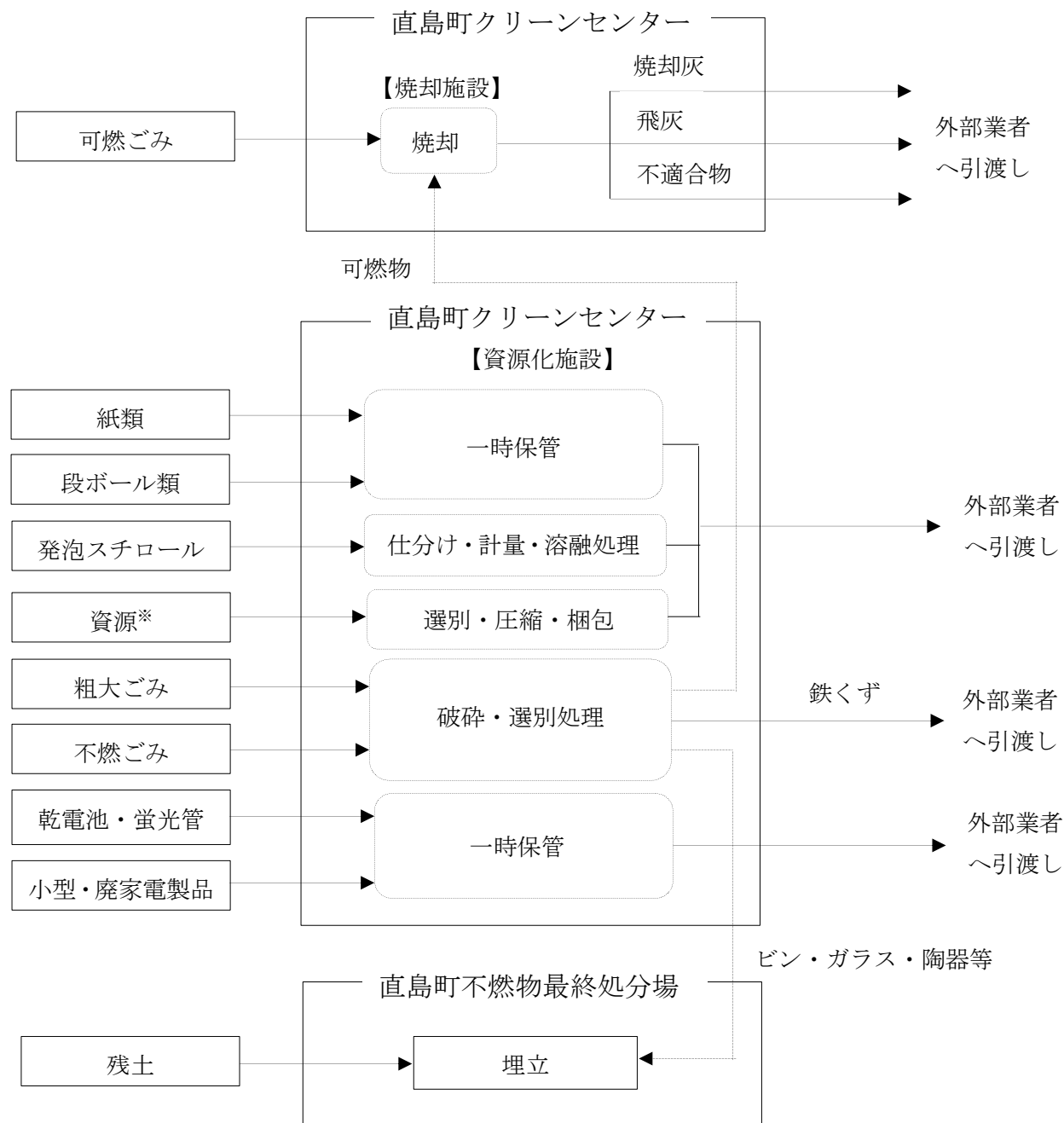
図 2-6 土地利用状況 (平成 29 年度)

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

1.1 ごみ処理の流れ

本町のごみ処理フローは、図 3-1 に示すとおりである。



※空きカン、ビン、ペットボトル、容器包装プラボトル

図 3-1 ごみ処理フロー

1.2 ごみ排出量の推移

1.2.1 ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図 3-2 及び表 3-1 に示すとおりである。

ごみ総排出量は、平成 22 年度以降、瀬戸内国際芸術祭が 3 年に 1 度開催されるようになったことから、開催年は 1,800 t/年を超過している。

また、それ以外の年のごみ総排出量は、1,600 t/年～1,750 t/年となっており減少傾向とはなっていない。

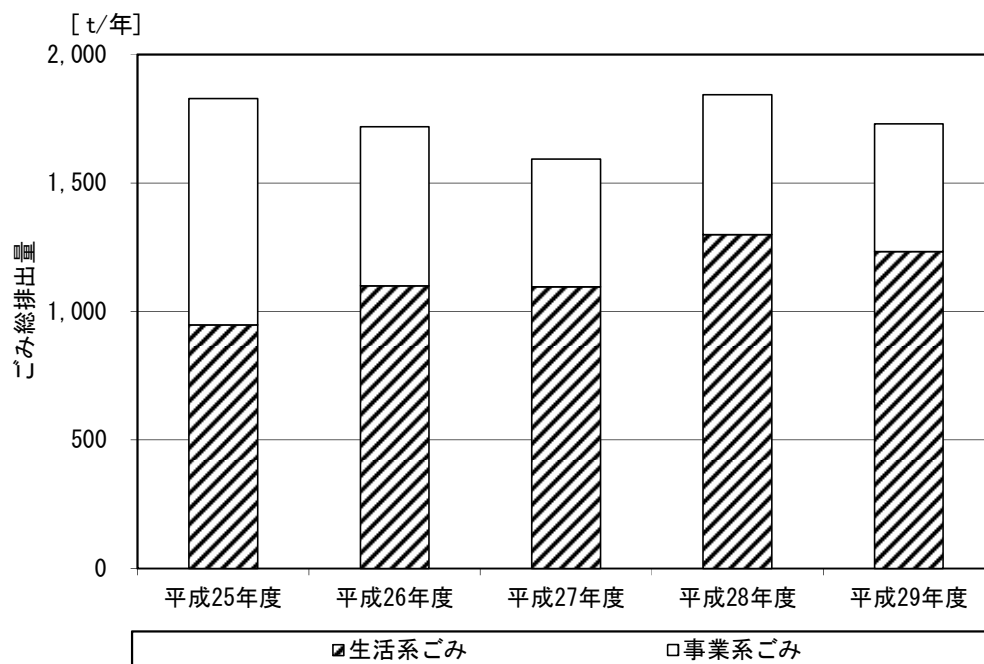


図 3-2 ごみ総排出量の推移

表 3-1 ごみ総排出量の推移

[単位：t/年]

			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行政区域内人口 [人]			3,198	3,166	3,162	3,156	3,115
計画収集人口			3,198	3,166	3,162	3,156	3,115
自家処理人口			0	0	0	0	0
ごみ総排出量	生活系 ごみ	可燃	714	888	901	928	871
		不燃	7	4	2	21	22
		資源	227	208	193	294	287
		粗大	0	0	0	56	53
		計	948	1,100	1,096	1,299	1,233
	事業系 ごみ	可燃	667	440	396	524	485
		不燃	118	98	1	0	0
		資源	95	81	100	20	13
		計	880	619	497	544	498
	(生活系+事業系) 合計		1,828	1,719	1,593	1,843	1,731

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

1.2.2 ごみ排出原単位（生活系ごみ及び事業系ごみ）

ごみ排出原単位は、図 3-3 及び表 3-2 に示すとおりである。

生活系ごみの排出量は、平成 26 年度に資源化施設を整備して以降、平成 27 年度より直接搬入ごみの生活系ごみと事業系ごみの内訳を変更したため増加している。事業系ごみの排出量は、減少傾向にある。

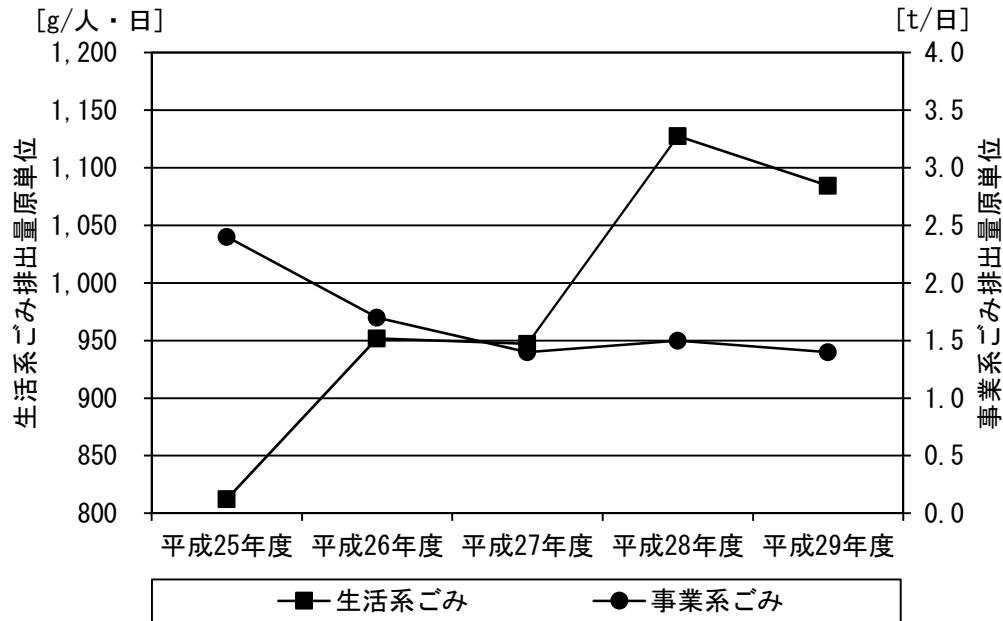


図 3-3 生活系ごみ及び事業系ごみ排出原単位の推移

表 3-2 生活系ごみ及び事業系ごみ排出原単位の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活系ごみ 排出原単位 [g/人・日]	812.2	951.9	947.0	1,127.6	1,084.4
事業系ごみ 排出原単位 [t/日]	2.4	1.7	1.4	1.5	1.4

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

1.2.3 生活系ごみ排出量

生活系ごみの種類別排出量の推移は、図 3-4 に示すとおりである。

生活系ごみの内訳は、可燃、不燃、資源、粗大の 4 項目である。4 項目の中では、可燃が最も多く、次いで資源が多くなっている。粗大ごみの収集は、平成 18 年度まで行われていたが、平成 19 年度以降は直接搬入のみとなっている。

生活系ごみの種類別排出原単位は図 3-5 に示すとおりであり、可燃ごみは平成 28 年度以降、減少している。

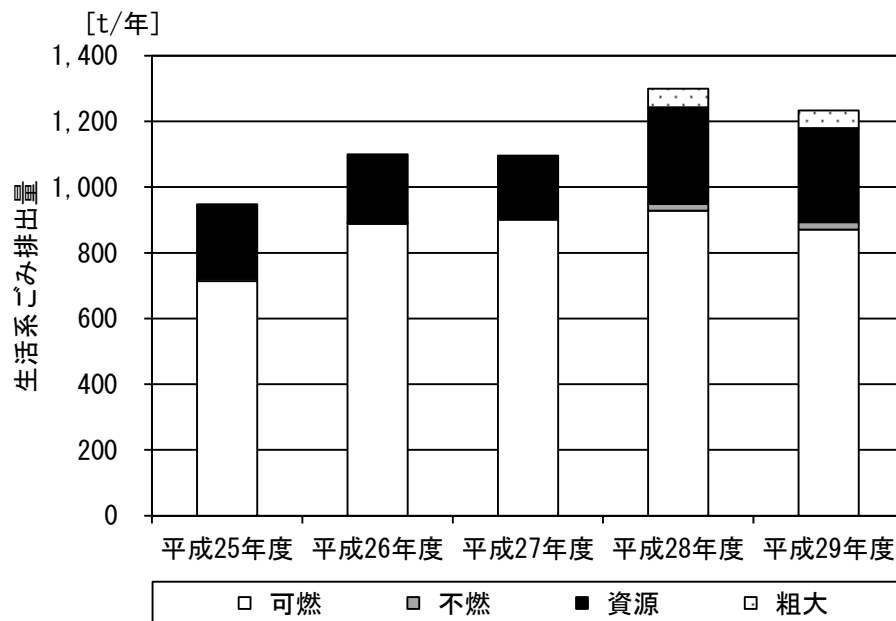


図 3-4 生活系ごみ排出量の推移

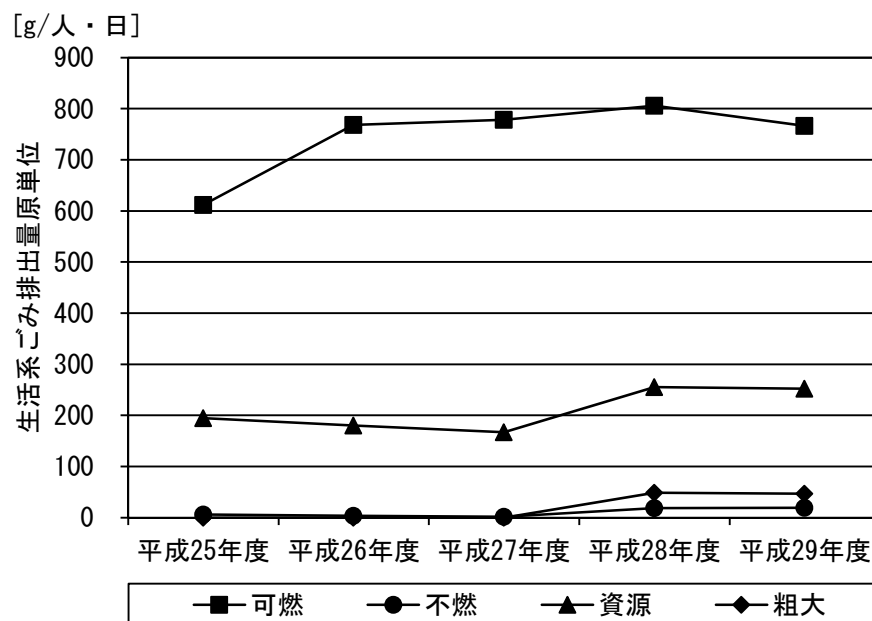


図 3-5 生活系ごみ排出原単位の推移

1.2.4 事業系ごみ排出量

事業系ごみの種類別排出量の推移は、図 3-6 に示すとおりである。

事業系ごみの内訳は、可燃、不燃（粗大含む）、資源の 3 項目である。3 項目の中では、可燃が最も多くなっている。事業系ごみ排出量は、減少傾向にある。

事業系ごみの排出原単位は図 3-7 に示すとおりであり、可燃、不燃（粗大含む）及び資源は減少傾向にある。

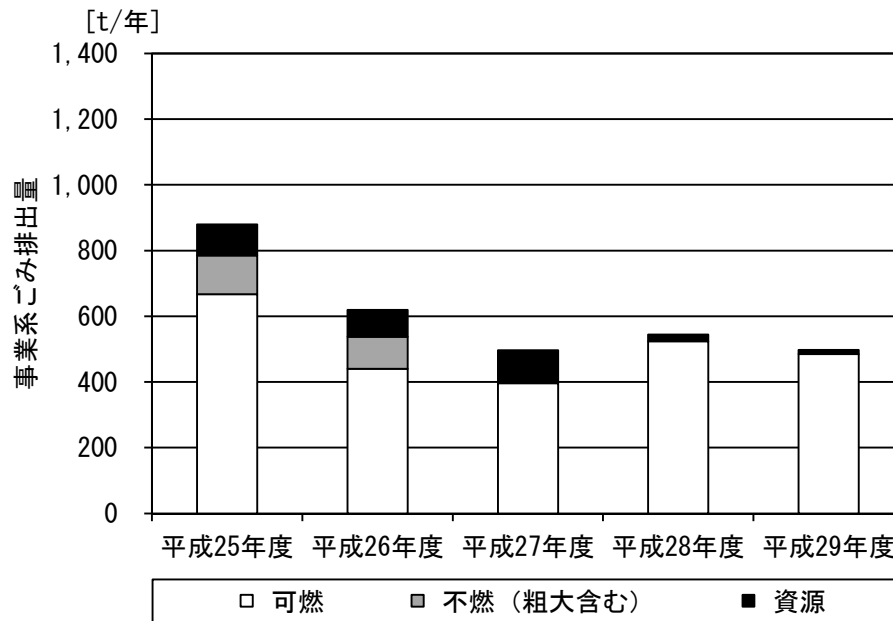


図 3-6 事業系ごみ排出量の推移

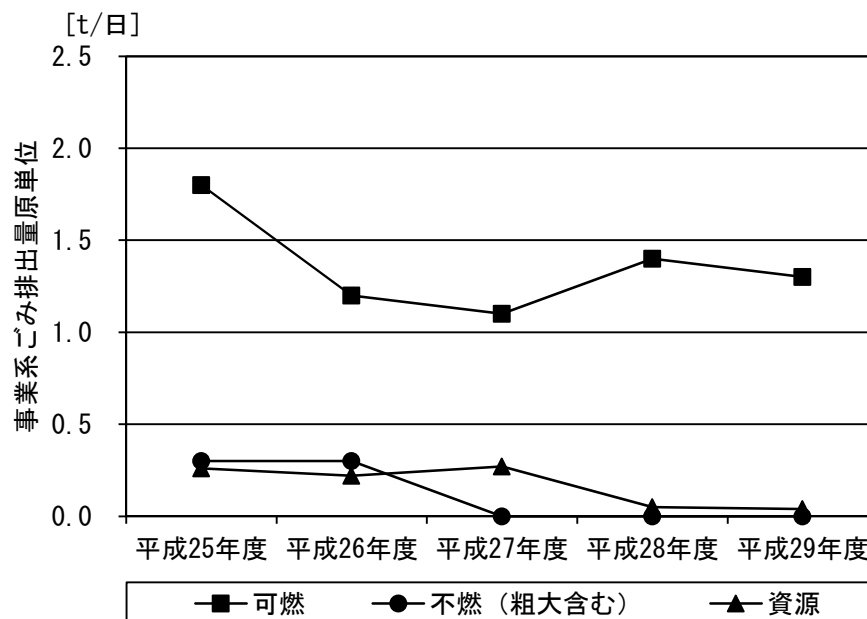


図 3-7 事業系ごみ排出原単位の推移

1.2.5 本町と香川県及び全国との排出原単位比較

本町、香川県及び全国の排出原単位比較は、表 3-3 及び図 3-8 に示すとおりである。
本町のごみ排出原単位は、香川県及び全国と比べ、高い水準となっている。

表 3-3 本町、香川県及び全国の排出原単位比較

[単位：g/人・日]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
直島町	1,566	1,488	1,376	1,600	1,510
香川県	895	893	884	872	未発表
全 国	958	947	939	925	未発表

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

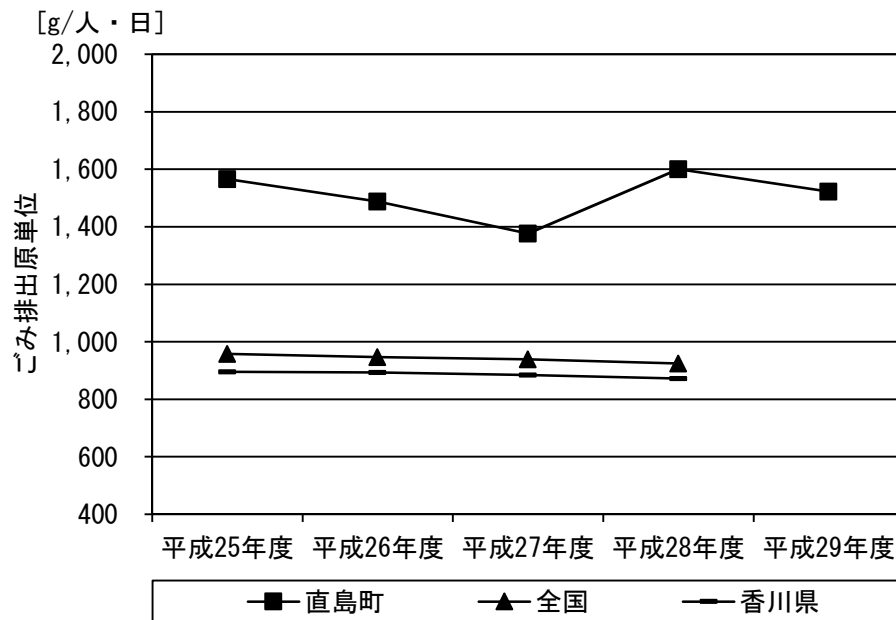


図 3-8 本町、香川県及び全国の排出原単位比較

1.2.6 ごみ排出原単位の類似自治体との比較

類似自治体におけるごみ排出原単位は、図 3-9 及び表 3-4 に示すとおりである。
本町は、類似自治体の中でもごみ排出原単位が多くなっている。

【類似自治体について】

環境省作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 28 年実態調査結果）」において、人口規模や産業構造等の指標によって、傾向が類似している自治体を系統分けしたものである。なお、類似自治体の抽出の考え方は総務省によるものである。

本町（黄色着色）の類似自治体（人口 2,000 人以上～4,000 人未満）は、全国で 38 都市存在する（下表参照）。

番号	都道府県	自治体名	人口(人)	番号	都道府県	自治体名	人口(人)
1	北海道	奥尻町	2,812	21	長野県	麻績村	2,872
2	北海道	寿都町	3,109	22	長野県	小谷村	3,037
3	北海道	黒松内町	2,983	23	長野県	野沢温泉村	3,675
4	北海道	上砂川町	3,278	24	愛知県	東栄町	3,434
5	北海道	上川町	3,826	25	京都府	南山城村	2,885
6	北海道	浜頓別町	3,841	26	奈良県	十津川村	3,503
7	秋田県	上小阿仁村	2,423	27	和歌山県	高野町	3,225
8	秋田県	藤里町	3,448	28	和歌山県	太地町	3,264
9	福井県	北塩原村	2,905	29	和歌山県	古座川町	2,869
10	群馬県	神流町	2,037	30	鳥取県	若桜町	3,455
11	群馬県	高山村	3,743	31	鳥取県	日吉津村	3,501
12	埼玉県	東秩父村	3,009	32	鳥取県	日野町	3,347
13	東京都	檜原村	2,295	33	島根県	川本町	3,442
14	東京都	新島村	2,777	34	島根県	海士町	2,325
15	東京都	三宅村	2,591	35	島根県	西ノ島町	2,928
16	東京都	小笠原村	2,602	36	山口県	上関町	2,981
17	神奈川県	清川村	3,035	37	香川県	直島町	3,156
18	富山県	舟橋村	3,024	38	高知県	奈半利町	3,332
19	山梨県	鳴沢村	3,180	39	福岡県	赤村	3,258
20	長野県	木祖村	3,026				

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度、環境省）

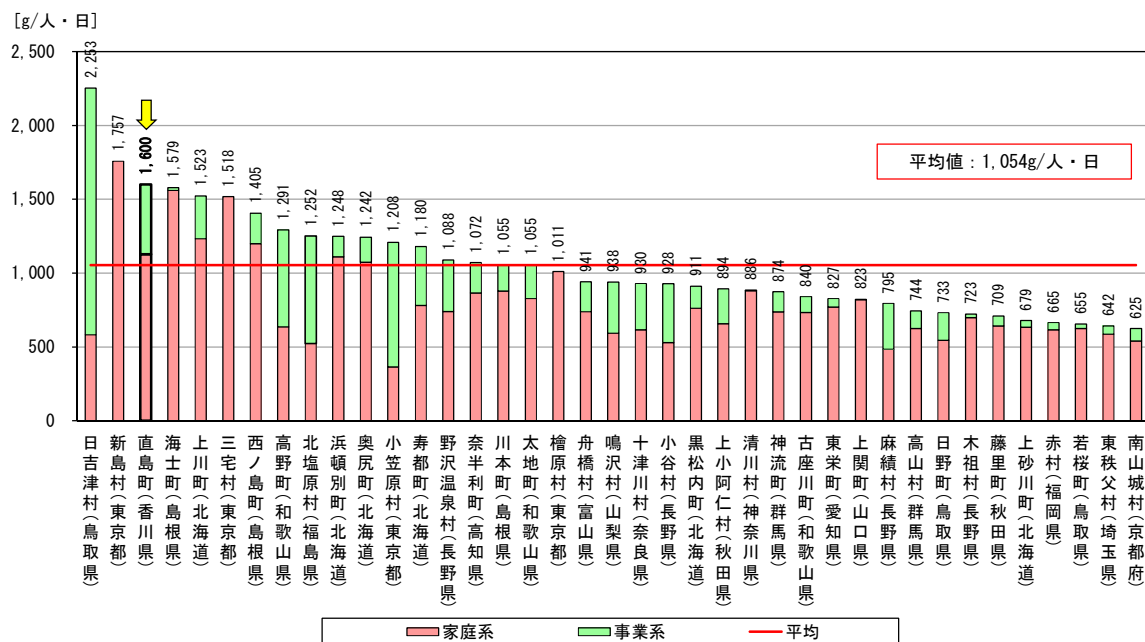


図 3-9 類似自治体におけるごみ排出原単位

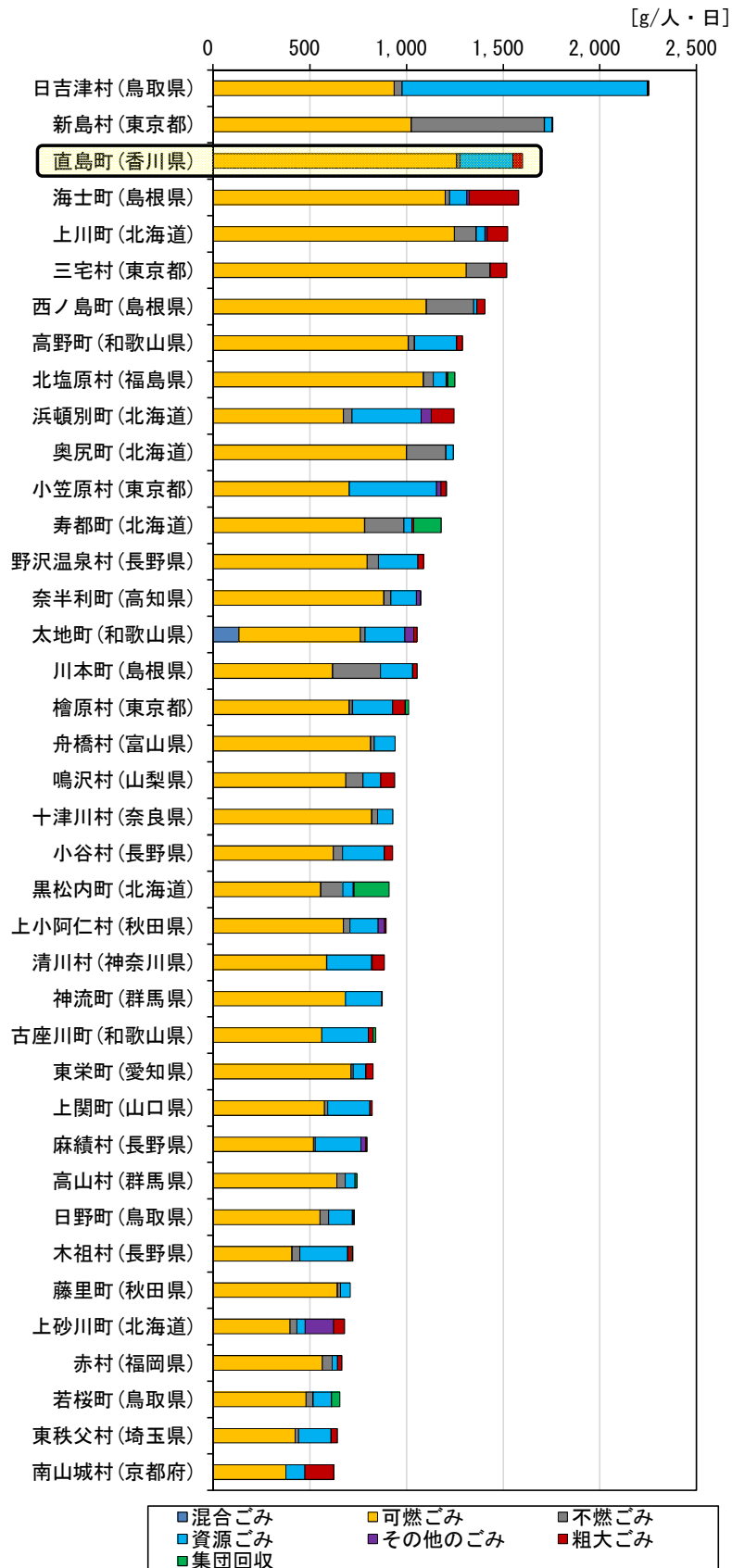
表 3-4 類似自治体におけるごみ排出原単位

順位	自治体名	ごみ排出原単位 [g/人・日]	順位	自治体名	ごみ排出原単位 [g/人・日]
1	日吉津村(鳥取県)	2,253	21	十津川村(奈良県)	930
2	新島村(東京都)	1,757	22	小谷村(長野県)	928
3	直島町(香川県)	1,600	23	黒松内町(北海道)	911
4	海士町(島根県)	1,579	24	上小阿仁村(秋田県)	894
5	上川町(北海道)	1,523	25	清川村(神奈川県)	886
6	三宅村(東京都)	1,518	26	神流町(群馬県)	874
7	西ノ島町(島根県)	1,405	27	古座川町(和歌山県)	840
8	高野町(和歌山県)	1,291	28	東栄町(愛知県)	827
9	北塩原村(福島県)	1,252	29	上関町(山口県)	823
10	浜頓別町(北海道)	1,248	30	麻績村(長野県)	795
11	奥尻町(北海道)	1,242	31	高山村(群馬県)	744
12	小笠原村(東京都)	1,208	32	日野町(鳥取県)	733
13	寿都町(北海道)	1,180	33	木祖村(長野県)	723
14	野沢温泉村(長野県)	1,088	34	藤里町(秋田県)	709
15	奈半利町(高知県)	1,072	35	上砂川町(北海道)	679
16	川本町(島根県)	1,055	36	赤村(福岡県)	665
17	太地町(和歌山県)	1,055	37	若桜町(鳥取県)	655
18	檜原村(東京都)	1,011	38	東秩父村(埼玉県)	642
19	舟橋村(富山県)	941	39	南山城村(京都府)	625
20	鳴沢村(山梨県)	938	平均値		1,054

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 28 年度、環境省）

【1人1日当たりのごみ排出量の内訳の比較】

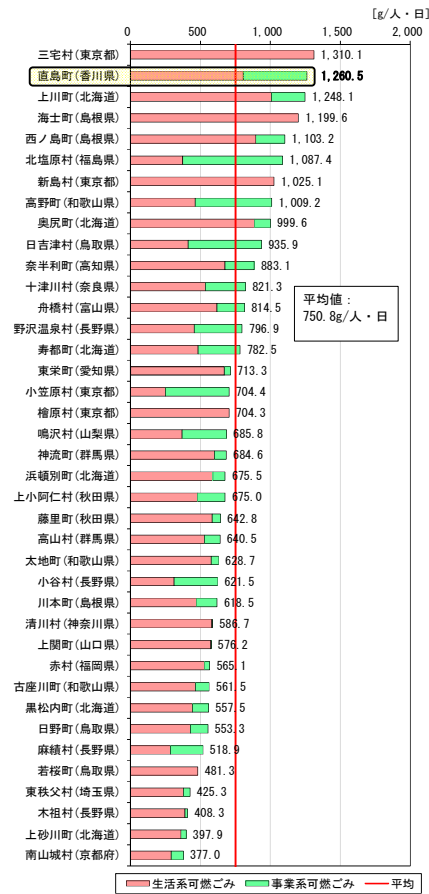
- ・ごみ排出量の内訳をみると、本町は可燃ごみの排出量が多くなっている。



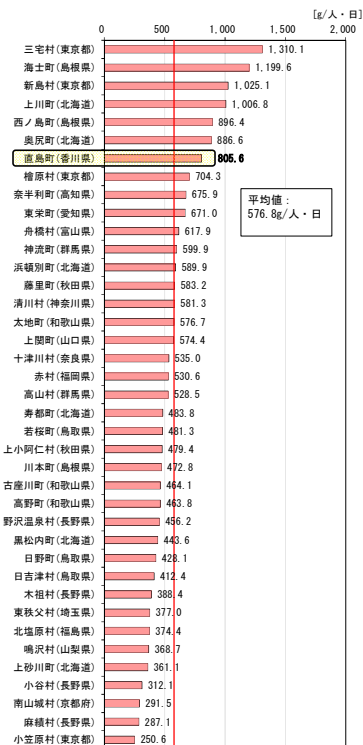
【可燃ごみの内訳（生活系及び事業系）】

- ・可燃ごみの内訳をみると、本町は生活系及び事業系ともに排出量が多くなっている。

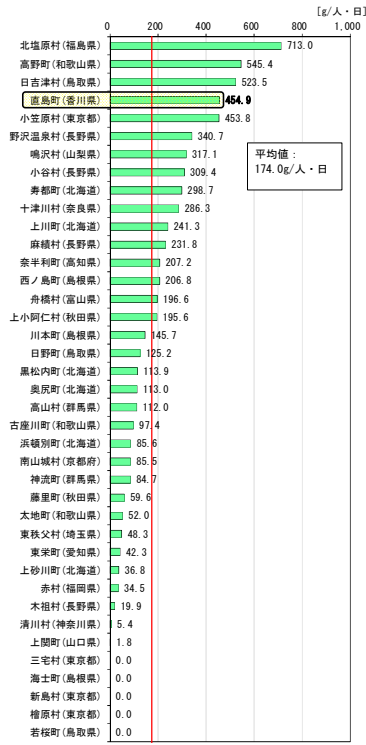
(全体)



(生活系)



(事業系)



1.3 排出抑制・再生利用の現状

1.3.1 ごみ0クリーンデー、海岸清掃等

ごみ0クリーンデー等の回収量は、表 3-5 に示すとおりである。

本町では、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的にごみ0クリーンデー等の清掃事業を行っており、それら事業へ町民が参加することにより発生抑制を強化している。

表 3-5 ごみ0クリーンデー・海岸清掃回収量

[単位：t]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ごみ0 クリーンデー	2.5	4.0	4.2	中止	2.8
海岸清掃	2.3	2.0	2.1	1.0	0.5

1.3.2 生ごみ処理機等購入補助の実績

生ごみ処理機等の購入補助は表 3-6、表 3-7 及び表 3-8 に示すとおりである。

本町が補助を実施している項目は、生ごみ処理容器、生ごみ処理機、ガーデンシュレッダーの3項目である。

各処理機等の補助実績は表 3-9 に示すとおりであり、補助制度が実施されてから、累計 28 件となっている。

表 3-6 生ごみ処理容器

生ごみ処理容器の容量	補助率	補助限度額※
100ℓ以上 200ℓ未満	1/2	5,000 円
200ℓ以上 300ℓ未満	1/2	7,000 円
300ℓ以上	1/2	9,000 円

※購入価格（別売品の購入費用は除く。）には、消費税及び地方消費税相当額含む。

表 3-7 生ごみ処理機

設置個所	補助率	補助限度額※	備 考
本島	1/2	25,000 円	補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
離島	2/3	33,000 円	補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

※購入価格（別売品の購入費用は除く。）には、消費税及び地方消費税相当額含む。

表 3-8 ガーデンシュレッダー

設置個所	補助率	補助限度額※	備 考
本 島	1／2	20,000 円	補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
離 島	2／3	26,000 円	補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

※購入価格（別売品の購入費用は除く。）には、消費税及び地方消費税相当額含む。

表 3-9 生ごみ処理機等の補助実績

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
生ごみ 処理容器	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
生ごみ 処理機	件数	1 件	0 件	0 件	3 件	0 件	4 件
ガーデン シュレッダー	件数	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
合 計	件数	1 件	0 件	0 件	4 件	0 件	5 件

※補助実績件数は平成 24 年度以前が 23 件となっている。

1.3.3 施策の実施状況

(1) 行政における排出抑制施策の推進

① 環境教育の充実

環境学習や環境フォーラム、リサイクル工作教室等の環境教育活動に取り組んでいる。

② 広報・啓発活動の充実

広報・啓発活動について、様々な機会を活用して、ごみの排出抑制や適正分別を呼びかけている。

③ 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導は、本町観光協会を通じて観光客へのごみの持ち帰りの推進を周知している。また、事業系ごみの直接搬入ごみについて、運転委託員が適正なごみ分別が行われているか指導を行っている。

④ ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底

本町では、適正なごみの排出が重要であると捉え、広報等において必要な情報を周知している。

⑤ 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

事業系ごみ処理手数料の見直しを実施した。

⑥ 規模が小さい事業所における適正排出の推進

規模が小さい事業所に対しては、適正なごみの分別の推進を図ることを目的に、周知を行っている。

⑦ 観光ごみの発生抑制のためのキャンペーン

観光ごみの発生抑制のためにチラシを作成し配布を行っている。

(2) 住民における排出抑制施策の推進

① 生ごみ処理機等の導入

生ごみ処理機等の導入促進を図ることを目的に、生ごみ処理機棟の購入費補助事業を継続して行っている。

② マイバッグ（買い物袋）持参によるごみ減量化

マイバッグ運動は、毎週水曜日を買い物バッグの日として広報カレンダーで周知している。また、民間事業者の協力によって、買い物バッグ持参の顧客に対してはポイント付加制度を導入し、マイバッグの持参の普及に努めている。

③ 簡易包装によるごみ減量化

簡易包装によるごみ減量化を図るために広報等で情報を周知している。

④ 使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用

使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用は、周知等を行っていない。

⑤ 水切りによる生ごみの減量化

水切りによる生ごみの減量化は、周知等を行っている。

(3) 事業者における排出抑制施策の推進

① 過剰包装の抑制

過剰包装の抑制は、周知等を行っていない。

② 使い捨て容器の使用抑制

使い捨て容器の使用抑制は、周知等を行っていない。

③ 発生源における排出抑制

発生源における排出抑制は、周知等を行っていない。

④ 観光ごみ排出量削減に向けた啓発活動の検討

観光ごみ排出量削減に向けた啓発活動の検討は、自動販売機ベンダーの積極的な導入等を検討している。

1.4 収集運搬の現状

1.4.1 収集品目と収集頻度

収集品目は表 3-10 に示すとおりであり、収集品目は全部で 7 項目である。また、収集日は表 3-11 に示すとおりであり、燃えるごみの収集が 3 回/週と最も多くなっている。

表 3-10 収集品目

品 目	内 容
燃えるごみ	台所ごみ、紙くず、植木の枝・木ぎれ等、布きれなど繊維くず 卵パック・弁当パック等、内面にアルミ箱のある紙パック、貝殻 プラモデル等、バケツ・洗面器 など
紙類	新聞（折り込み広告含む）、雑誌・書類等、段ボール、紙パック 紙製容器包装（段ボール製は除く）
資源ごみ（1）	飲み物・食品等の缶、スプレー缶、ガスボンベ缶 など
資源ごみ（2）	ジュース・お酒・調味料など食品関係のビン ジュース・お酒・調味料などのペットボトル ソース・油・シャンプーなどのプラスチック製容器
発泡スチロール	食品トレイ、漁箱、緩衝材 など（発泡スチロール製のもの）
不燃ごみ	小型電気製品（テレビ等は除く）、食品以外のビン、陶器類 電球、ガラス片（新聞紙等で包んでください。）、針金 など
乾電池・蛍光灯	乾電池、蛍光灯

表 3-11 収集日

曜 日（毎週）	全地区
月曜日	燃えるごみ
火曜日	資源ごみ（1）（2）、発泡スチロール、 不燃ごみ、乾電池・蛍光灯
水曜日	燃えるごみ
木曜日	紙類
金曜日	燃えるごみ

1.4.2 ごみ処理の運営・維持管理体制

ごみ処理体制は、表 3-12 に示すとおりである。

生活系ごみは、収集・運搬、中間処理、最終処分ともに委託で行っている。事業系ごみについても、収集・運搬の排出者または許可業者以外は、委託で行っている。

表 3-12 ごみ処理の運営・維持管理体制

項 目	生活系ごみ				事業系ごみ		
	可燃	不燃	粗大	資源	可燃	不燃 (粗大含む)	資源
収集・運搬	委 託				排出者・許可業者		
中間処理	委 託				委 託		
最終処分	委 託				委 託		

1.5 中間処理、資源化処理及び最終処分

1.5.1 焼却処理量の推移

焼却処理量の推移は、表 3-13 及び図 3-10 に示すとおりである。

焼却処理量は、平成 25 年度から減少傾向にあったが、平成 28 年度に第 3 回瀬戸内国際芸術祭が開催され、観光客、飲食店、民宿等が増加したことにより増加している。

表 3-13 焼却処理量の推移

[単位：t/年]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
焼 却 処 理 量	1,346	1,307	1,285	1,497	1,398

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

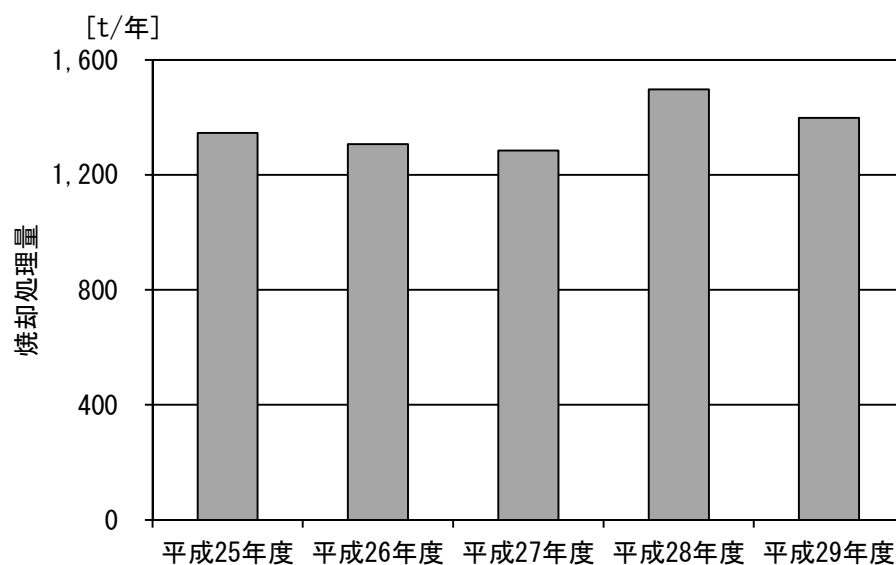


図 3-10 焼却処理量の推移

1.5.2 資源化処理量の推移

資源化処理量の推移は、表 3-14 及び図 3-11 に示すとおりである。

リサイクル率は、平成 28 年度から焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化を始めたことにより、平成 27 年度以前に比べて増加した。

表 3-14 資源化処理量の推移

[単位：t/年]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
直接資源化量	199	186	186	196	184
資源化処理量	227	190	175	304	282
資源化処理量合計	426	376	361	500	466
リサイクル率 [%]	23.3	21.9	22.7	27.1	26.9

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

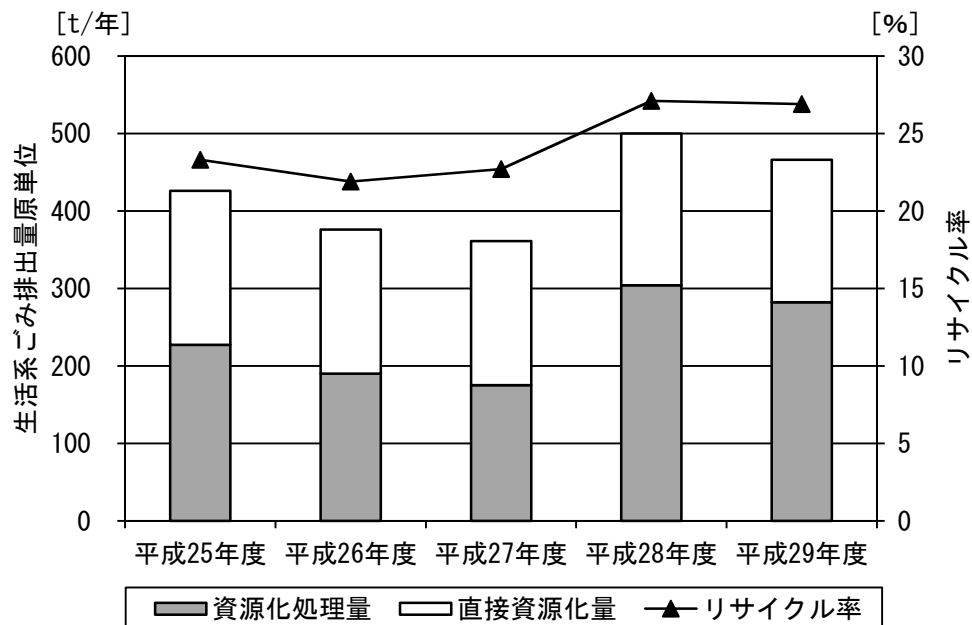


図 3-11 資源化処理量の推移

1.5.3 リサイクル率の類似自治体との比較

類似自治体のリサイクル率 R 及びリサイクル率 R' は、図 3-12～図 3-13 及び表 3-15～表 3-16 に示すとおりである。

リサイクル率 R' は固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を資源化量として計上しないリサイクル率であり R と比べて低い値となる。

本町は、主灰及び飛灰の山元還元を行っていることから、 R の値が R' の値より高くなっている。類似団体における本町のリサイクル率 R は平均以上となっており、主灰及び飛灰の山元還元を除いたリサイクル率 R' は平均以下となっている。

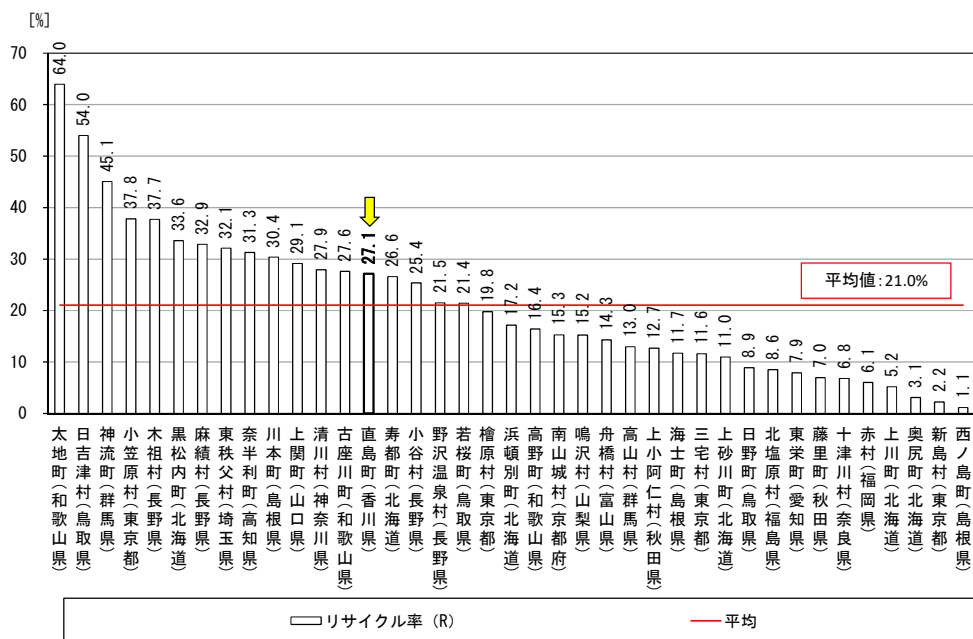


図 3-12 類似自治体におけるリサイクル率 R

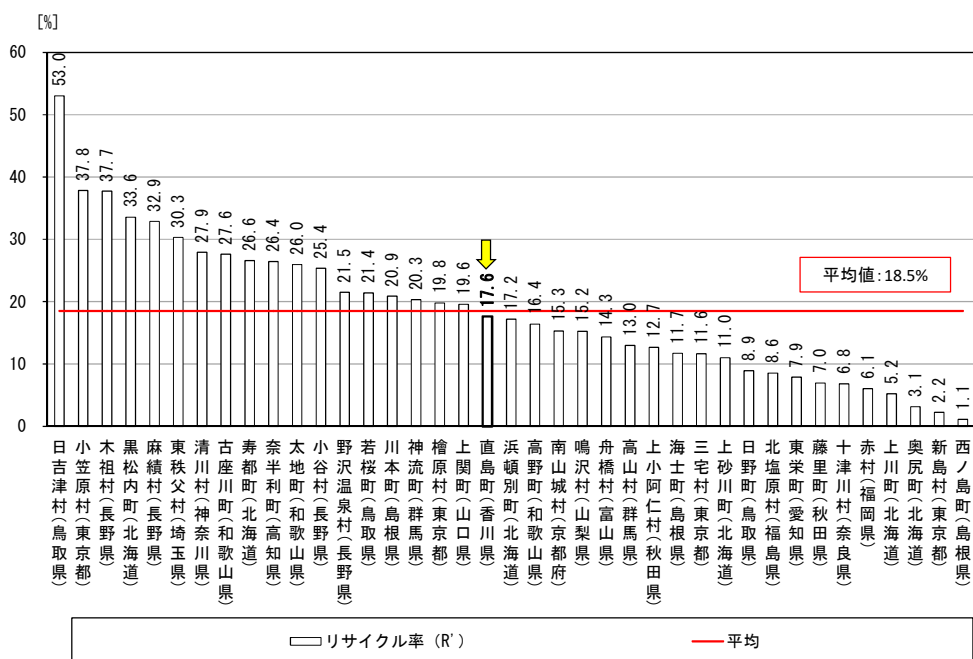


図 3-13 類似自治体におけるリサイクル率 R'

表 3-15 類似自治体におけるリサイクル率 R と焼却灰等の資源化の状況

順位	自治体名	リサイクル率 R [%]	資源化の状況			
			スラグ化	固形燃料	セメント 原 料 化	飛 灰 山元還元
1	太地町(和歌山県)	64.0		○		
2	日吉津村(鳥取県)	54.0		○		
3	神流町(群馬県)	45.1		○		
4	小笠原村(東京都)	37.8				
5	木祖村(長野県)	37.7				
6	黒松内町(北海道)	33.6				
7	麻績村(長野県)	32.9				
8	東秩父村(埼玉県)	32.1			○	
9	奈半利町(高知県)	31.3	○		○	○
10	川本町(島根県)	30.4		○		
11	上関町(山口県)	29.1			○	
12	清川村(神奈川県)	27.9				
13	古座川町(和歌山県)	27.6				
14	直島町(香川県)	27.1				○
15	寿都町(北海道)	26.6				
16	小谷村(長野県)	25.4				
17	野沢温泉村(長野県)	21.5				
18	若桜町(鳥取県)	21.4				
19	檜原村(東京都)	19.8				
20	浜頓別町(北海道)	17.2				
21	高野町(和歌山県)	16.4				
22	南山城村(京都府)	15.3				
23	鳴沢村(山梨県)	15.2				
24	舟橋村(富山県)	14.3	○			
25	高山村(群馬県)	13.0				
26	上小阿仁村(秋田県)	12.7				
27	海士町(島根県)	11.7				
28	三宅村(東京都)	11.6				
29	上砂川町(北海道)	11.0				
30	日野町(鳥取県)	8.9				
31	北塩原村(福島県)	8.6				
32	東栄町(愛知県)	7.9				
33	藤里町(秋田県)	7.0				
34	十津川村(奈良県)	6.8				
35	赤村(福岡県)	6.1				
36	上川町(北海道)	5.2				
37	奥尻町(北海道)	3.1				
38	新島村(東京都)	2.2				
39	西ノ島町(島根県)	1.1				
平均値		21.0	—			

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度、環境省）

表 3-16 類似自治体におけるリサイクル率 R' と焼却灰等の資源化の状況

順位	自治体名	リサイクル率 R' [%]	資源化の状況			
			スラグ化	固形燃料	セメント 原料化	飛 灰 山元還元
1	日吉津村(鳥取県)	53.0		○		
2	小笠原村(東京都)	37.8				
3	木祖村(長野県)	37.7				
4	黒松内町(北海道)	33.6				
5	麻績村(長野県)	32.9				
6	東秩父村(埼玉県)	30.3			○	
7	清川村(神奈川県)	27.9				
8	古座川町(和歌山県)	27.6				
9	寿都町(北海道)	26.6				
10	奈半利町(高知県)	26.4	○		○	○
11	太地町(和歌山県)	26.0		○		
12	小谷村(長野県)	25.4				
13	野沢温泉村(長野県)	21.5				
14	若桜町(鳥取県)	21.4				
15	川本町(島根県)	20.9		○		
16	神流町(群馬県)	20.3		○		
17	檜原村(東京都)	19.8				
18	上関町(山口県)	19.6			○	
19	直島町(香川県)	17.6				○
20	浜頓別町(北海道)	17.2				
21	高野町(和歌山県)	16.4				
22	南山城村(京都府)	15.3				
23	鳴沢村(山梨県)	15.2				
24	舟橋村(富山県)	14.3	○			
25	高山村(群馬県)	13.0				
26	上小阿仁村(秋田県)	12.7				
27	海士町(島根県)	11.7				
28	三宅村(東京都)	11.6				
29	上砂川町(北海道)	11.0				
30	日野町(鳥取県)	8.9				
31	北塩原村(福島県)	8.6				
32	東栄町(愛知県)	7.9				
33	藤里町(秋田県)	7.0				
34	十津川村(奈良県)	6.8				
35	赤村(福岡県)	6.1				
36	上川町(北海道)	5.2				
37	奥尻町(北海道)	3.1				
38	新島村(東京都)	2.2				
39	西ノ島町(島根県)	1.1				
平均値		18.5	—			

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度、環境省）

注）リサイクル率 R' は固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を資源化量として考慮しないリサイクル率。

《リサイクル率（R と R' ）について》

環境省では、リサイクル率を R と R' に区別して整理を行っている。R と R' の定義は、以下に示すとおりである。

$$\text{リサイクル率 R [\%]} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

$$\text{リサイクル率 R' [\%]} =$$

$$\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} (\text{固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く}) + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

資料：「日本の廃棄物処理に関する基本的な用語」（環境省）

～固形燃料化・焼却残渣の有効利用（資源化処理）について～

固形燃料化：可燃ごみを破砕・選別・乾燥・成形しペレット状の燃料にすることをいう。

固形燃料は RDF とも呼ばれ、石炭に近い熱エネルギーを持ち、電気等の熱源として有効利用が可能である。

スラグ化：可燃ごみを焼却した後に発生する焼却主灰を電気やガスを使って高温に加熱し、熔融・固化してできる人工砂をいう。スラグは土木資材等に有効利用される。

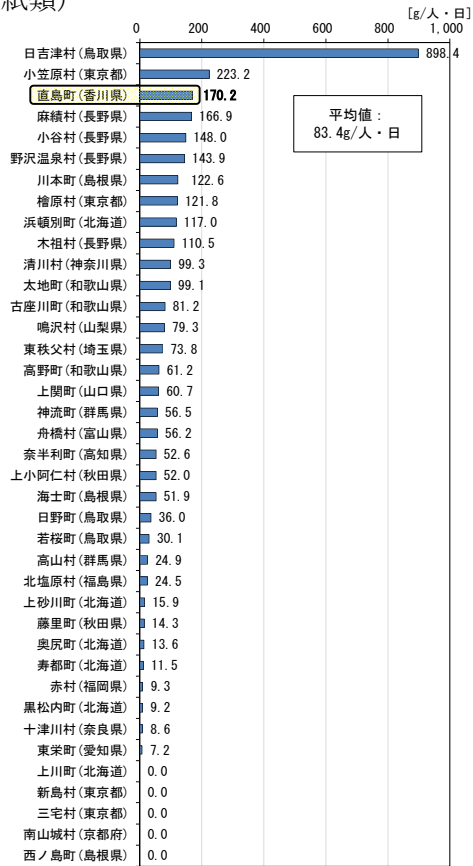
セメント原料化

：可燃ごみを焼却した後に発生する焼却主灰をセメント工場でセメントの減量として有効利用することをいう。セメントの原料のうち、粘土の代替材料として使用されるものである。

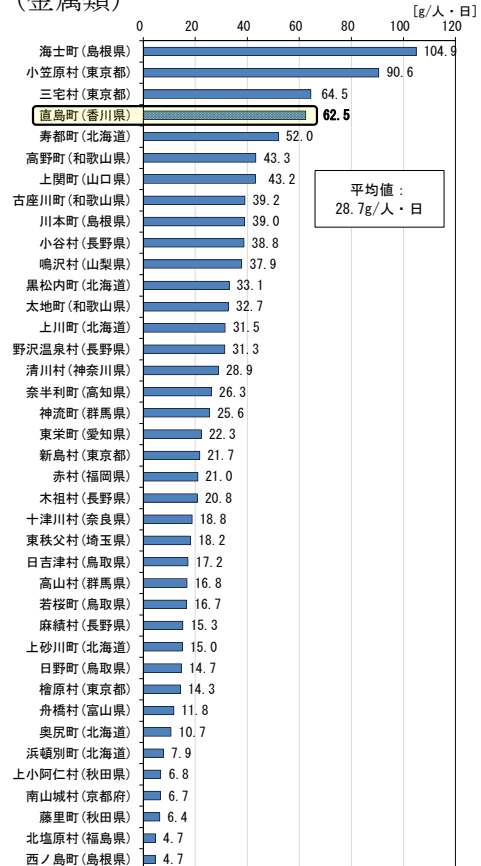
山元還元：熔融飛灰（焼却飛灰を高温で溶かしたもの）に含まれる銅や鉛などの希少金属などを、製錬所で還元し回収することをいう。

【資源物の回収状況の比較（直接資源化量＋処理後資源化量）】

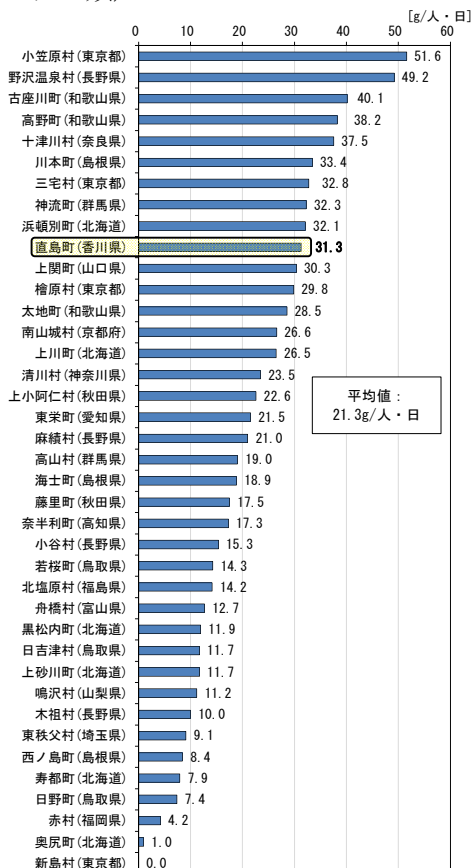
（紙類）



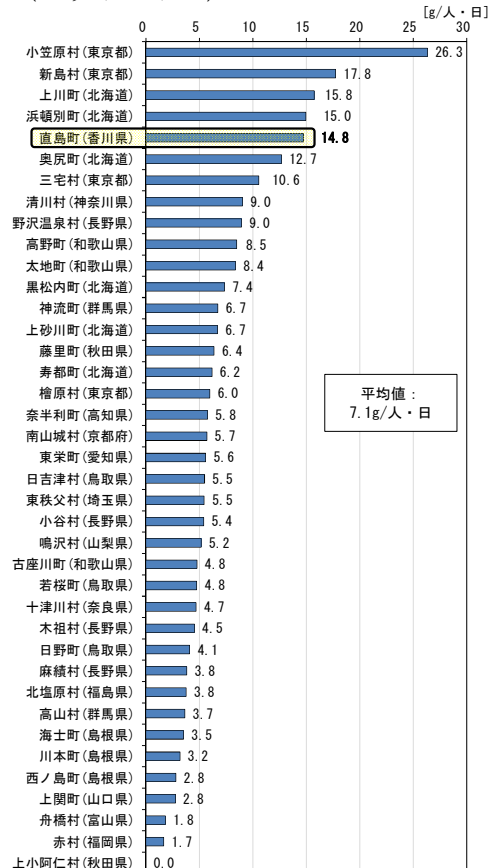
（金属類）



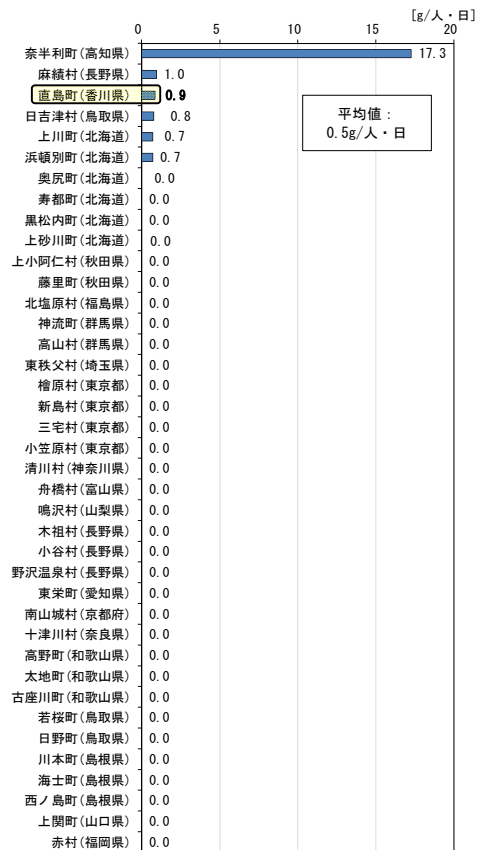
（ガラス類）



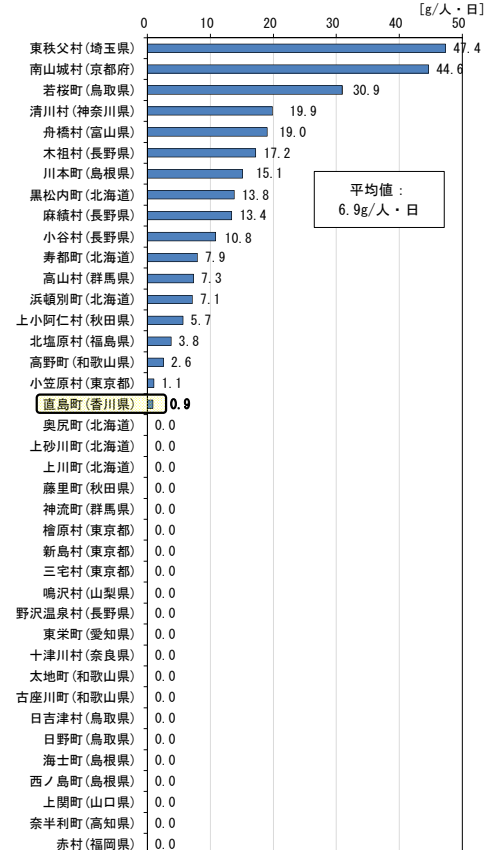
（ペットボトル）



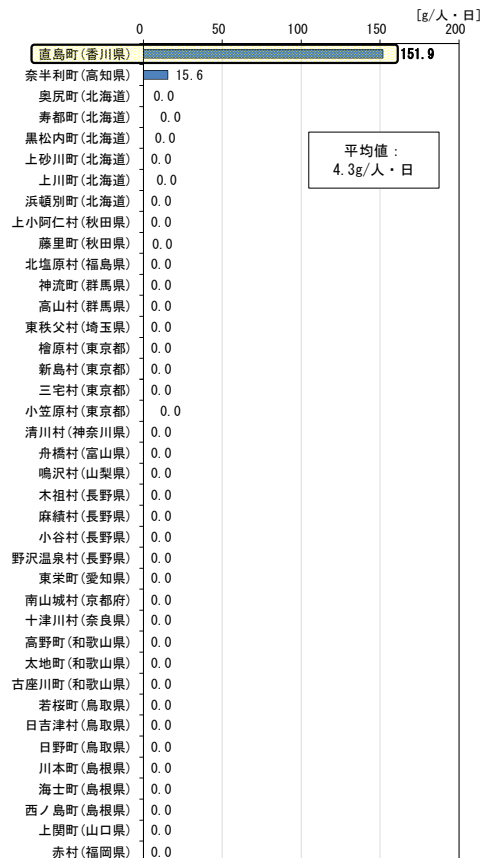
(白色トレイ)



(容器包装プラスチック)



(飛灰の山元還元)



1.5.4 最終処分量の推移

最終処分量の推移は表 3-17 及び図 3-14 に示すとおりであり、平成 26 年度までは、約 100t/年であったが、平成 28 年度以降は約 20t/年まで減少している。

表 3-17 最終処分量の推移

[単位：t/年]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
最終処分量	125	102	3	21	22

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

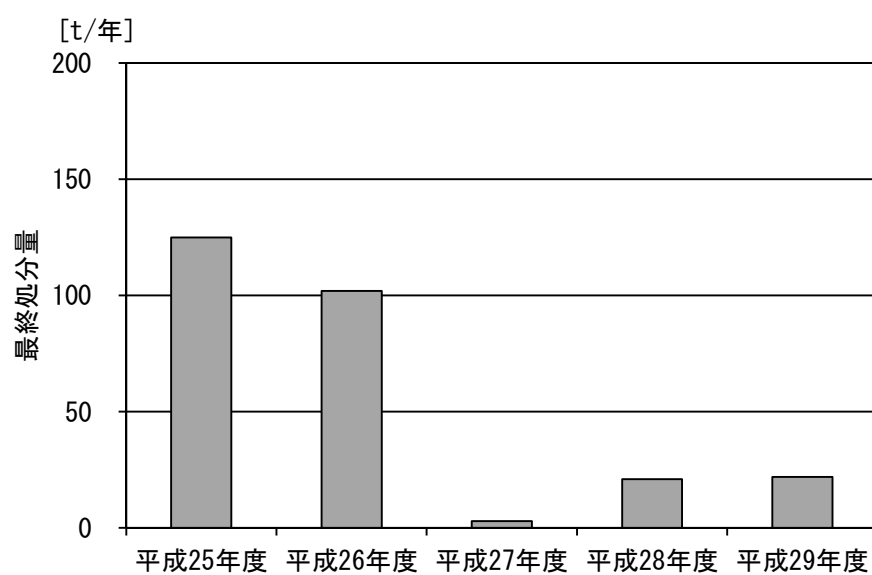


図 3-14 最終処分量の推移

1.5.5 最終処分量の類似自治体との比較

類似自治体における最終処分量の原単位は、図 3-15 及び表 3-18 に示すとおりである。
本町は、類似自治体と比べて最終処分量の原単位が少ない傾向にある。

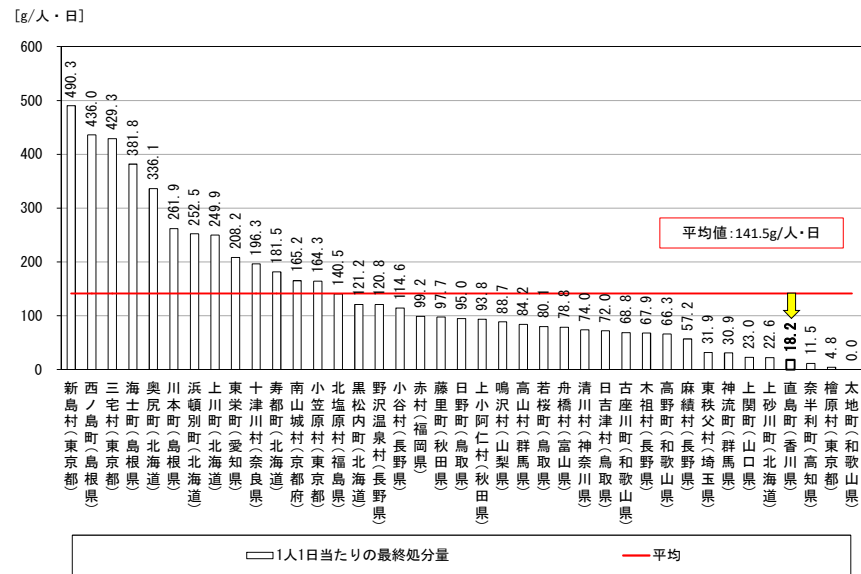


図 3-15 類似自治体における最終処分量の原単位

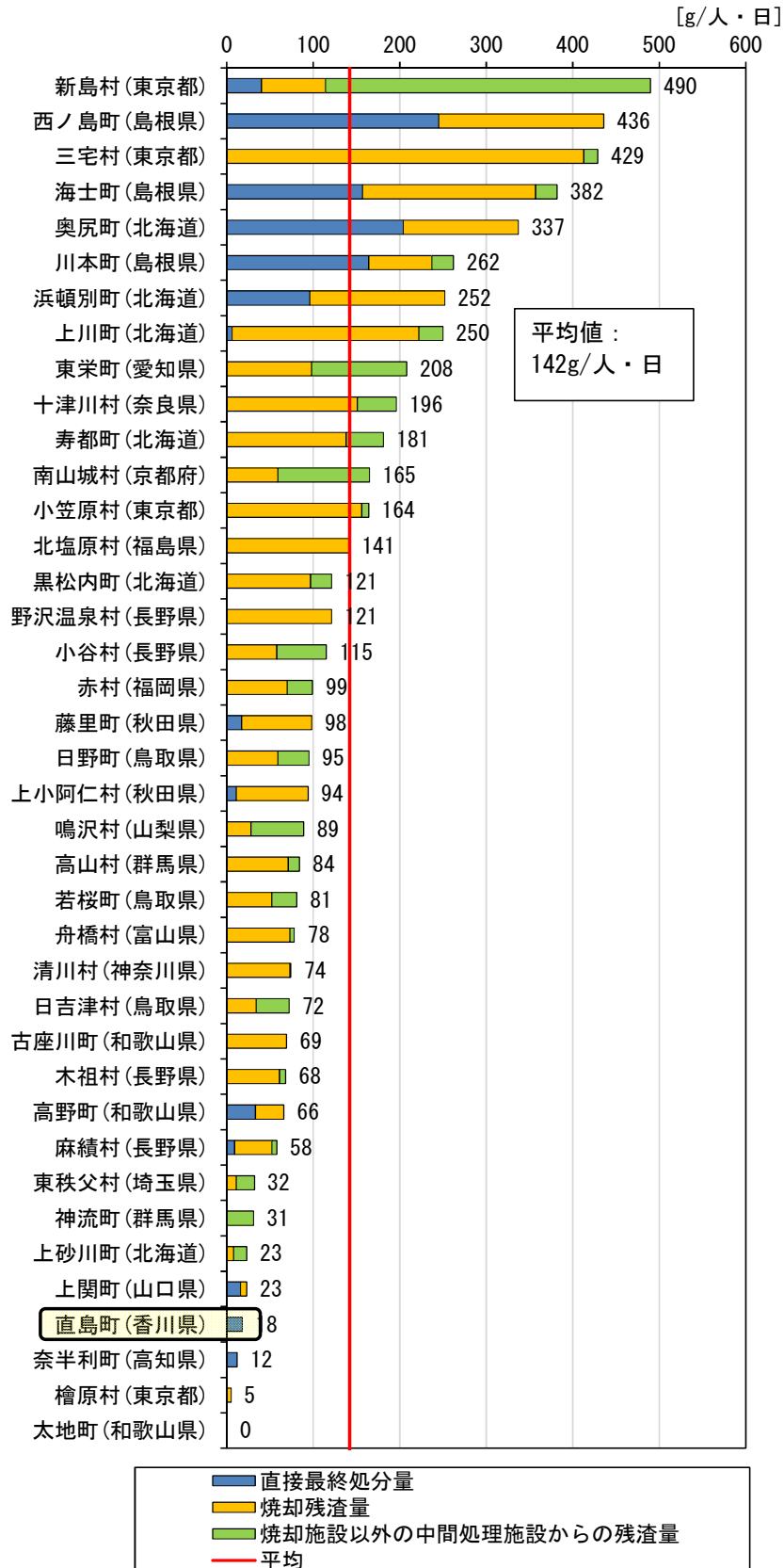
表 3-18 類似自治体における最終処分量の原単位

順位	自治体名	最終処分量の 原単位 [g/人・日]	順位	自治体名	最終処分量の 原単位 [g/人・日]
1	新島村(東京都)	490.3	21	上小阿仁村(秋田県)	93.8
2	西ノ島町(島根県)	436.0	22	鳴沢村(山梨県)	88.7
3	三宅村(東京都)	429.3	23	高山村(群馬県)	84.2
4	海士町(島根県)	381.8	24	若桜町(鳥取県)	80.1
5	奥尻町(北海道)	336.1	25	舟橋村(富山県)	78.8
6	川本町(島根県)	261.9	26	清川村(神奈川県)	74.0
7	浜頓別町(北海道)	252.5	27	日吉津村(鳥取県)	72.0
8	上川町(北海道)	249.9	28	古座川町(和歌山県)	68.8
9	東栄町(愛知県)	208.2	29	木祖村(長野県)	67.9
10	十津川村(奈良県)	196.3	30	高野町(和歌山県)	66.3
11	寿都町(北海道)	181.5	31	麻績村(長野県)	57.2
12	南山城村(京都府)	165.2	32	東秩父村(埼玉県)	31.9
13	小笠原村(東京都)	164.3	33	神流町(群馬県)	30.9
14	北塩原村(福島県)	140.5	34	上関町(山口県)	23.0
15	黒松内町(北海道)	121.2	35	上砂川町(北海道)	22.6
16	野沢温泉村(長野県)	120.8	36	直島町(香川県)	18.2
17	小谷村(長野県)	114.6	37	奈半利町(高知県)	11.5
18	赤村(福岡県)	99.2	38	檜原村(東京都)	4.8
19	藤里町(秋田県)	97.7	39	太地町(和歌山県)	0.0
20	日野町(鳥取県)	95.0	平均値		141.5

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度、環境省）

【1人1日当たりの最終処分量の内訳の比較】

- ・本町は焼却灰及び飛灰を山元還元していることから、最終処分量は他自治体と比べて少なくなっている。



1.6 処理施設の概要

1.6.1 焼却施設の概要

焼却施設の概要は、表 3-19 に示すとおりである。

焼却施設は、平成 25 年度に旧焼却施設を解体し、その跡地に平成 26 年度から 2 ヶ年で施設整備を行い、平成 28 年度から供用開始している。

表 3-19 焼却施設の概要

施 設 名	直島町焼却施設
所 在 地	香川県香川郡直島町 4062-5
事 業 主 体	直島町
運 営 ・ 維 持 管 理 体 制	委託
処 理 対 象 物	可燃ごみ
敷 地 面 積	1,500.07 m ²
建 築 面 積	工場棟 452.93 m ²
設 備	【処 理 能 力】6t/日 (6t/8h×1 炉) 【受 入 供 給 設 備】ピット&クレーン方式、大型可燃物切断機 【燃 焼 設 備】機械化バッチ炉(ストーカ式) 【燃焼ガス冷却設備】水噴射冷却方式及び空気予熱器式 【排ガス処理設備】バグフィルタ集じん方式 【排 水 処 理 設 備】施設内循環利用 【通 風 設 備】平衡通風方式 【灰 出 し 設 備】焼却灰:選別装置+加湿装置+バンカ方式 飛 灰:加湿装置+バンカ方式
着 工 年 度	平成 26 年 6 月
竣 工 年 度	平成 28 年 3 月
稼 働 開 始 年 月	平成 28 年 4 月

資料：直島町焼却施設パンフレット

1.6.2 資源化施設の概要

資源化施設の概要は、表 3-20 に示すとおりである。

資源化施設は、平成 24 年度に旧し尿処理施設を解体し、その跡地に平成 25 年度から 2 ヶ年で施設整備を行い、平成 27 年度から供用開始している。

表 3-20 資源化施設の概要

施 設 名	直島町資源化施設
所 在 地	香川県香川郡直島町 4062 番地 5
事 業 主 体	直島町
運営・維持管理体制	委託
敷 地 面 積	3,444 m ²
処 理 能 力	1 t / 5 h
施 設 規 模 保 管 対 象	【工場棟】面積 659.90 m² 粗大ごみ受入れ・破碎・選別 空き缶選別・圧縮・保管、ペットボトル圧縮・保管 発泡スチロール減容・圧縮・保管 【ストックヤード 1】面積 114.75 m² 紙類・段ボール類等保管 容器包装プラスチックボトル保管 【ストックヤード 2】面積 91.55 m² 蛍光灯・乾電池保管 ビン類保管 ペットボトル、ビン類受入・選別 鉄くず保管 【ストックヤード 3】面積 73.75 m² 廃家電・小型家電製品保管 その他不燃物受入・選別
着 工 年 度	平成 25 年 9 月
竣 工 年 度	平成 27 年 3 月
稼働開始年月	平成 27 年 4 月

1.6.3 最終処分場の概要

最終処分場の概要は、表 3-21 に示すとおりである。

最終処分場は残余容量が 17,249m³（平成 29 年度）であり、平成 29 年度の埋立容量も 7m³/年であることから、残余容量は十分にあると考えられる。

表 3-21 最終処分施設の概要

施設名	直島町納言様埋立地
所在地	香川県香川郡直島町 2797 番地ほか
事業主体	直島町
運営・維持管理体制	委託
稼働開始年月	昭和 53 年
埋立物	不燃ごみ
埋立方式	セル方式
全体面積	64,924 m ²
埋立面積	60,873 m ²
埋立容量(覆土含む)	7m ³ /年度（平成 29 年度）
残余容量	17,249m ³ （平成 29 年度）
汚水処理方式	処理なし

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

1.7 その他

1.7.1 適正処理困難物

バイク・FRP船・ピアノ等の町では処理できないごみは、購入した店舗やその製品を取り扱っている店舗へ相談の上、処理を行っている。

1.7.2 医療廃棄物

「特別管理産業廃棄物管理手順書」（環境省、平成 21 年 5 月）に準拠し、適切な処理を行っている。

1.7.3 廃家電製品

廃家電製品は、買い換えの場合や購入した店舗が最寄にある場合は、その店舗で引き取ってもらうようにしている。

1.7.4 漂着ごみ

本町では、海岸及びその周辺に捨てられた空きカン・発泡スチロールや流木等のごみを収集する清掃活動を行い、観光客などへのアピールとごみのポイ捨ての抑止、また町民の環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、過去、清掃活動を実施している。

漂着ごみ等は、平成 23 年度から現在まで毎年、ごみ 0 クリーンデー(平成 28 年度雨天中止)及び海岸漂着物回収処理(委託)を実施している。

1.8 温室効果ガス排出量

ごみ排出に係る温室効果ガス排出量は、表 3-22 に示すとおりである。

温室効果ガスは、収集運搬、中間処理に区分を行い算出した。

表 3-22 温室効果ガス排出量(平成 29 年度実績)

	車種等	燃料の 種 類	使用量等※1	係 数※2	t-CO ₂ /年
収集 運搬	資源ごみ 収集ダンプ	ガソリン	1,417 [L/年]	2.32 [t-CO ₂ /kL]	3.3
	パッカー	軽 油	2,116 [L/年]	2.58 [t-CO ₂ /kL]	5.5
中間 処理	燃 料	A 重油	13,645 [L/年]	2.71 [t-CO ₂ /kL]	37.0
	電 気	—	355,358 [kWh/年]	0.000510 [t-CO ₂ /kWh]	181.2
合 計					227.0

※1：車両：過去 5 ヶ年（平成 25 年度～29 年度）の使用量平均値

中間処理：平成 28 年度からの使用量平均値

※2：算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（環境省）

1.9 ごみ処理に係る処理コスト

1.9.1 ごみ処理に係る処理コスト

ごみ処理に係る処理コストは、表 3-23 に示すとおりである。

ごみ処理に係るコストは、平成 25 年度が約 4,000 円/t 程度となっていたが、平成 27 年度に資源化施設、平成 28 年度に焼却施設が供用開始したことから、平成 29 年度には両施設の維持補修費の増加などから、平成 29 年度が約 10,000 円/t 程度と増加傾向にある。

表 3-23 ごみ処理に係る処理コスト

項 目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A	収集運搬費 [千円]	3,541	4,077	4,039	3,333	3,373
B	中間処理費 [千円]	3,497	3,005	8,274	11,596	12,765
C	最終処分費 [千円]	753	811	761	1,128	870
D=A+B+C	合計 [千円]	7,791	7,893	13,074	16,057	17,008
E	ごみ処理量 [t/年]	1,828	1,719	1,593	1,843	1,731
D/E	処理経費 [円/t]	4,260	4,590	8,210	8,710	9,826

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

1.9.2 年間処理コストの類似自治体との比較

類似自治体における年間処理経費は、図 3-16 及び表 3-24 に示すとおりである。

本町は、39 ある類似自治体の中で 9 番目に年間処理経費が多くなっている。

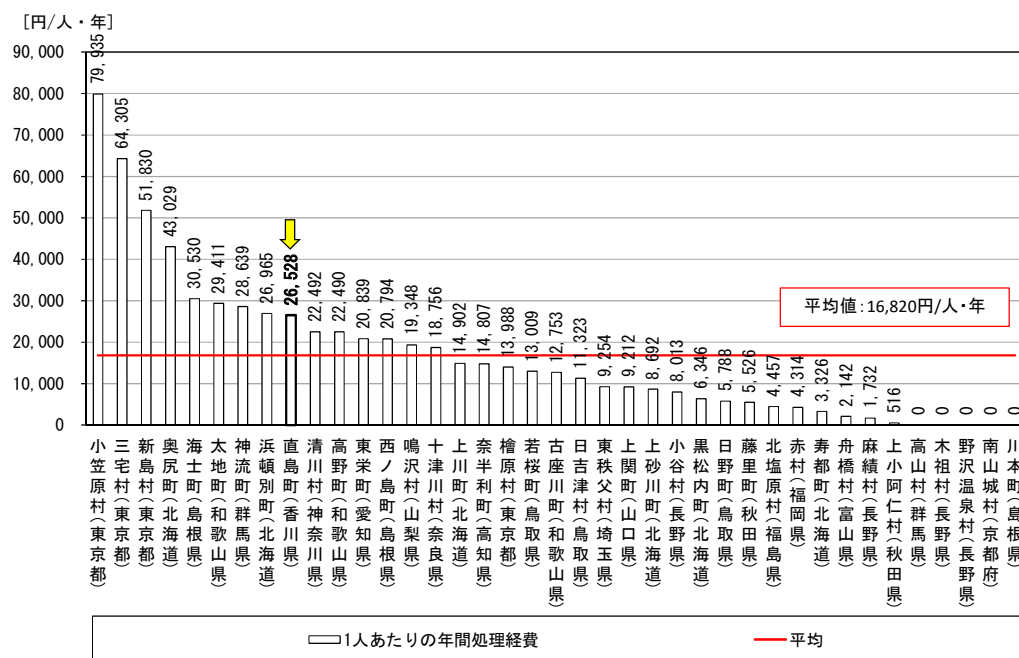


図 3-16 類似自治体における年間処理経費

表 3-24 類似自治体における年間処理経費

順位	自治体名	年間処理経費 [円/人・年]	順位	自治体名	年間処理経費 [円/人・年]
1	小笠原村(東京都)	79,935	21	日吉津村(鳥取県)	11,323
2	三宅村(東京都)	64,305	22	東秩父村(埼玉県)	9,254
3	新島村(東京都)	51,830	23	上関町(山口県)	9,212
4	奥尻町(北海道)	43,029	24	上砂川町(北海道)	8,692
5	海士町(島根県)	30,530	25	小谷村(長野県)	8,013
6	太地町(和歌山県)	29,411	26	黒松内町(北海道)	6,346
7	神流町(群馬県)	28,639	27	日野町(鳥取県)	5,788
8	浜頓別町(北海道)	26,965	28	藤里町(秋田県)	5,526
9	直島町(香川県)	26,528	29	北塩原村(福島県)	4,457
10	清川村(神奈川県)	22,492	30	赤村(福岡県)	4,314
11	高野町(和歌山県)	22,490	31	寿都町(北海道)	3,326
12	東栄町(愛知県)	20,839	32	舟橋村(富山県)	2,142
13	西ノ島町(島根県)	20,794	33	麻績村(長野県)	1,732
14	鳴沢村(山梨県)	19,348	34	上小阿仁村(秋田県)	516
15	十津川村(奈良県)	18,756	35	高山村(群馬県)	0
16	上川町(北海道)	14,902	36	木祖村(長野県)	0
17	奈半利町(高知県)	14,807	37	野沢温泉村(長野県)	0
18	檜原村(東京都)	13,988	38	南山城村(京都府)	0
19	若桜町(鳥取県)	13,009	39	川本町(島根県)	0
20	古座川町(和歌山県)	12,753	平均値		16,820

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度、環境省）

2 ごみ処理に係る将来予測

2.1 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3-17 に示すとおりである。

人口は、「直島町人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）に基づき設定した。

生活系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1 人 1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。

事業系ごみについては、トレンド推計法により排出原単位（1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。

また、予測を行ったごみの種類は、可燃、不燃、資源、粗大とした。

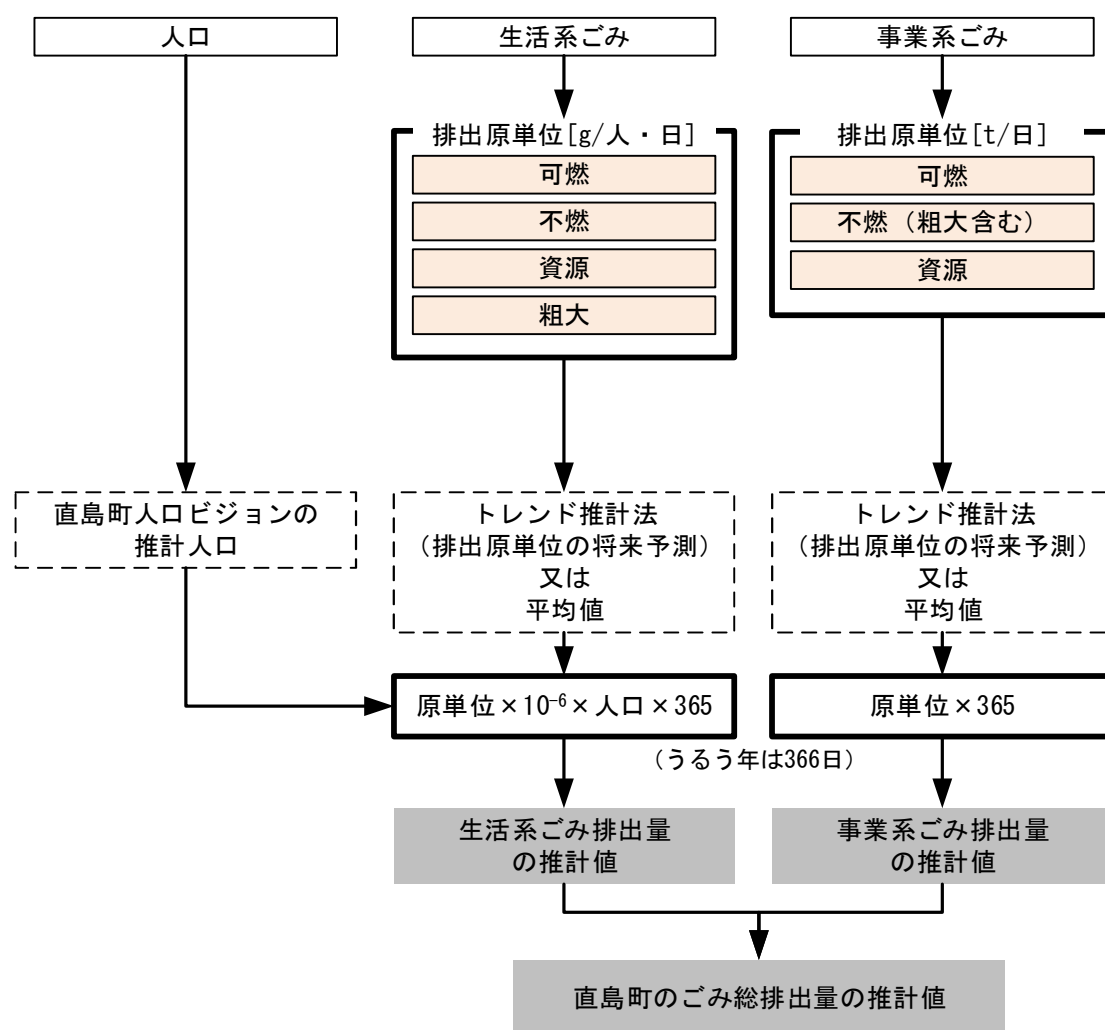


図 3-17 将来予測の手順

2.2 将来予測の方法

本町は、平成 28 年度以降において、生活系ごみ及び事業系ごみの集計方法を変更したことから、平成 27 年度以前と平成 28 年度以降で生活系ごみ及び事業系ごみの排出量の傾向が異なっている。

したがって、推計は直近 2 年間（平成 28 年度～29 年度）の実績値をもとに、以下に示す一次傾向線、二次傾向線、指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線及び平均値の 6 つの推計式により行った。

①一次傾向線： $y = a x + b$

②二次傾向線： $y = a x^2 + b x + c$

③指数曲線： $y = a \times b^x$

④べき曲線： $y = y_0 + a \times x^b$

⑤ロジスティック曲線： $y = K / (1 + e^{(a - b x)})$

(⑥平均値： $y = \text{一定値}$)

x : 年度（基準年からの経過年数）

y : x 年度（基準年から x 年後）の推計値

y_0 : 実績初年度の値

K : 過去の実績値から求められる飽和値

a, b, c : 最小二乗法により求められる定数

参考：「厚生省水道環境部監修 ごみ処理施設構造指針解説」（社団法人全国都市清掃会議、昭和 62 年 8 月 25 日）

なお、推計時には、以下を考慮した。

- ◆過去のごみ排出実績と比べて極端に異なる傾向や、現実的な増減傾向を示さない推計式は候補から除外した。
- ◆ごみの大きな増減を引き起こす要因が考えられないにも関わらず、増加や減少が継続する場合は、相関係数が高くとも候補から除外した（増加・減少傾向の緩やかなものを選択した場合がある）。
- ◆過去の実績が増減を繰り返し、その増減の理由や明確な傾向が不明確な場合は、実績値の平均値を推計値とした。

2.3 将来予測の結果

2.3.1 人口

人口の推計値の結果は、図 3-18 及び表 3-25 に示すとおりである。

人口は、「直島町人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）に示されている推計人口に基づき設定した。

人口は、平成 29 年度から 9 年後の平成 38 年度（2026 年度）には 2,903 人になることが予想され、平成 29 年度の人口から 237 人減少することとなる。

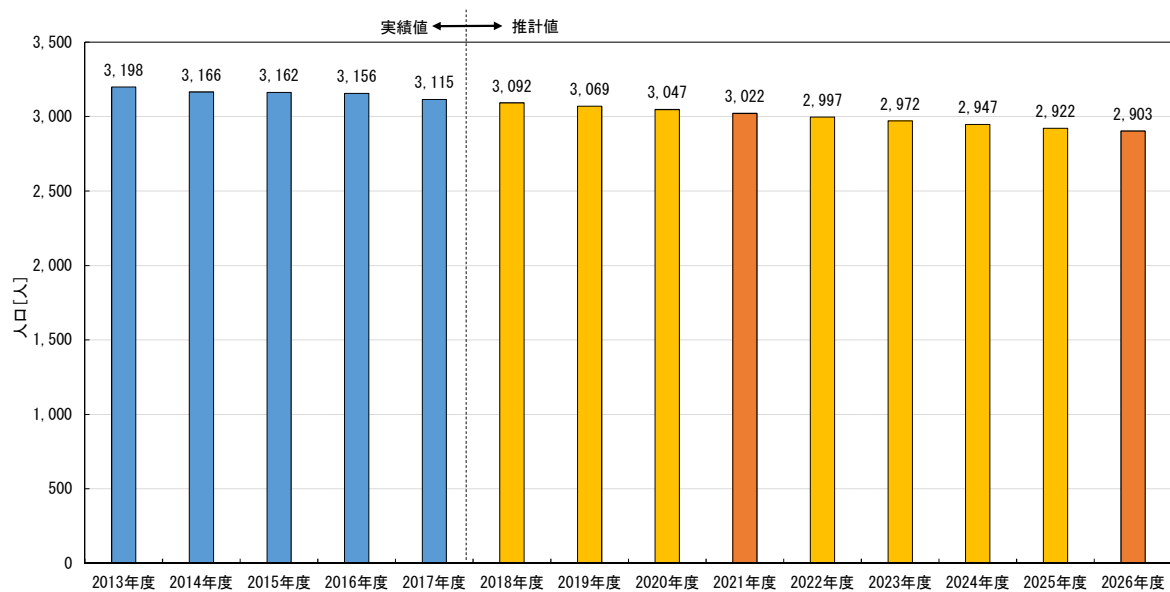


図 3-18 人口の推計結果

注) 濃いオレンジ色は中間目標年次及び最終目標年次を示す。

表 3-25 人口の推計結果

[単位：人]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
人 口	3,115	3,022	2,903

2.3.2 ごみ排出量

(1) 生活系ごみ

生活系ごみの推計結果は、図 3-19、図 3-20 及び表 3-26、表 3-27 に示すとおりである。

生活系ごみの排出原単位の推計結果は、資源ごみが減少傾向、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみが横ばい傾向で推移する結果となった。

生活系ごみの排出量は、人口の減少に伴い減少傾向となっている。

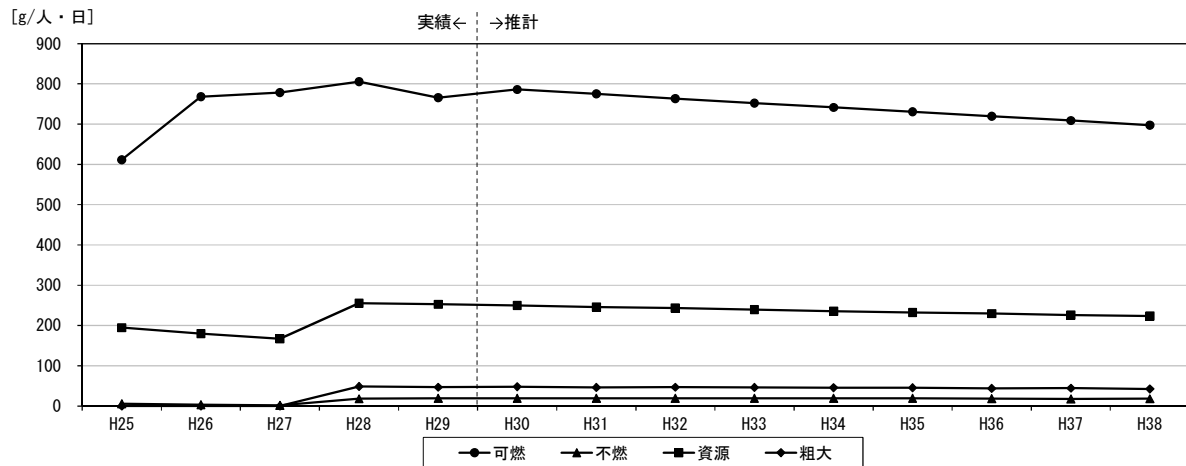


図 3-19 生活系ごみ排出原単位の推計結果

表 3-26 生活系ごみ排出原単位の推計結果

[単位：g/人・日]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	766.1	785.9	785.9
不燃	19.3	20.0	20.2
資源	252.4	241.5	228.5
粗大	46.6	47.6	47.6
合計	1,084.4	1,095.0	1,082.1

注) 四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

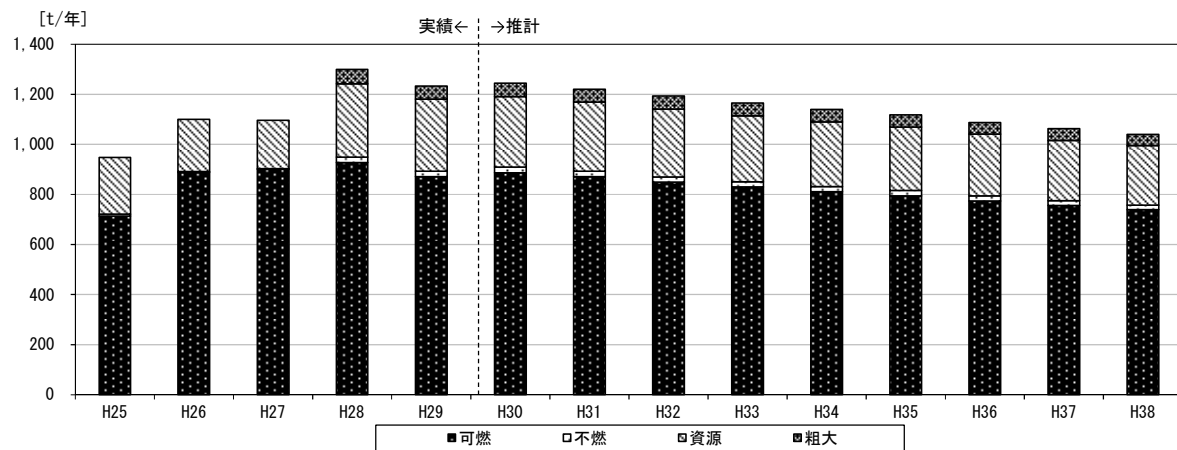


図 3-20 生活系ごみ排出量の推計結果

表 3-27 生活系ごみ排出量の推計結果

[単位：t/年]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	871	867	833
不燃	22	22	21
資源	287	266	242
粗大	53	53	50
合計	1,233	1,208	1,146

注) 四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの推計結果は、図 3-21、図 3-22 及び表 3-28、表 3-29 に示すとおりである。

事業系ごみの排出原単位は、横ばい傾向で推移する結果となった。

事業系ごみ排出量は、排出原単位が横ばいで推移するため、横ばい傾向となっている。

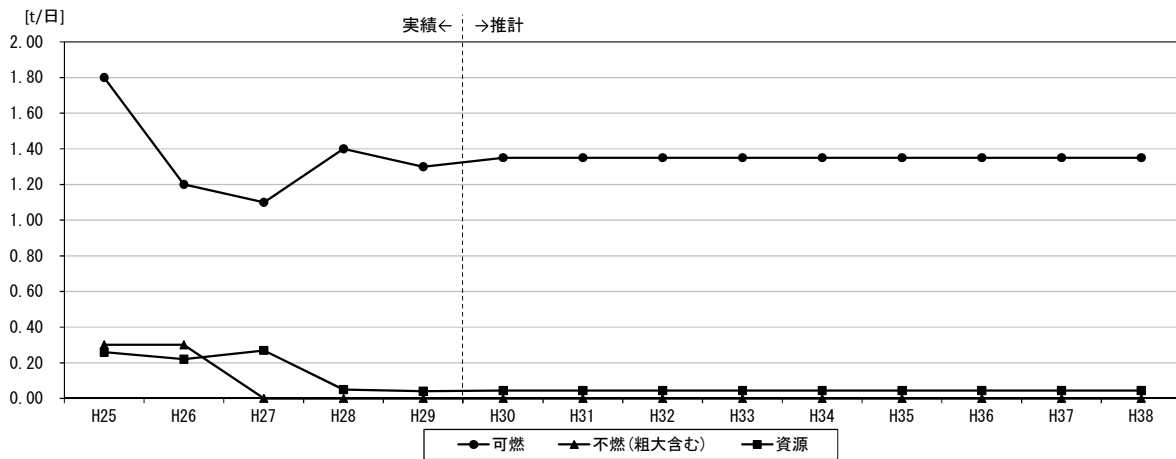


図 3-21 事業系ごみ排出原単位の推計結果

表 3-28 事業系ごみ排出原単位の推計結果

[単位: t/日]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	1.30	1.35	1.35
不燃 (粗大含む)	0	0	0
資源	0.04	0.05	0.05
合計	1.34	1.40	1.40

注) 四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

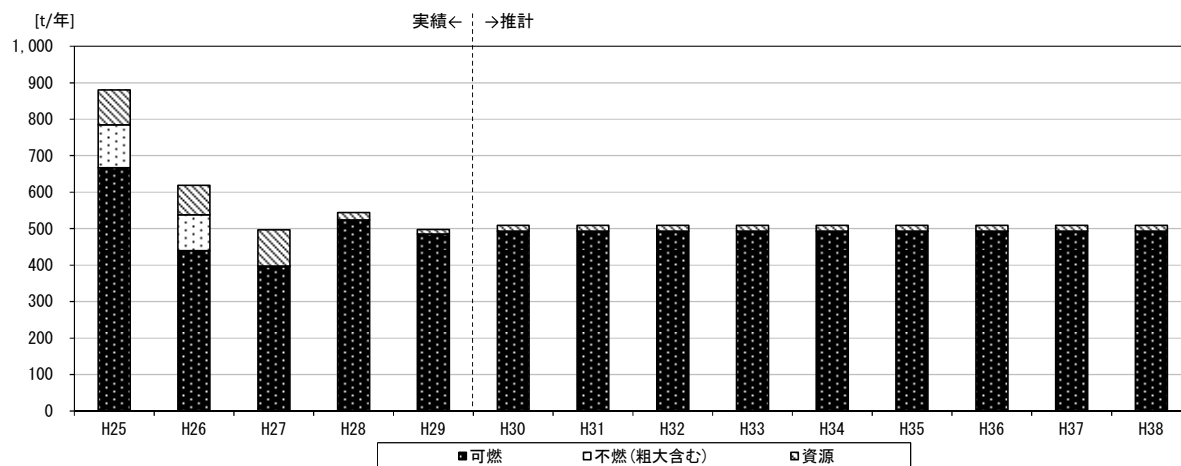


図 3-22 事業系ごみ排出量の推計結果

表 3-29 事業系ごみ排出量の推計結果

[単位：t/年]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	485	493	493
不燃 (粗大含む)	0	0	0
資源	13	16	16
合計	498	509	509

注) 四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

2.3.3 ごみ総排出量

ごみ総排出量の推計結果は、図 3-23 及び表 3-30 に示すとおりである。

ごみ総排出量は、生活系ごみの減少の影響を受け、減少傾向となっている。

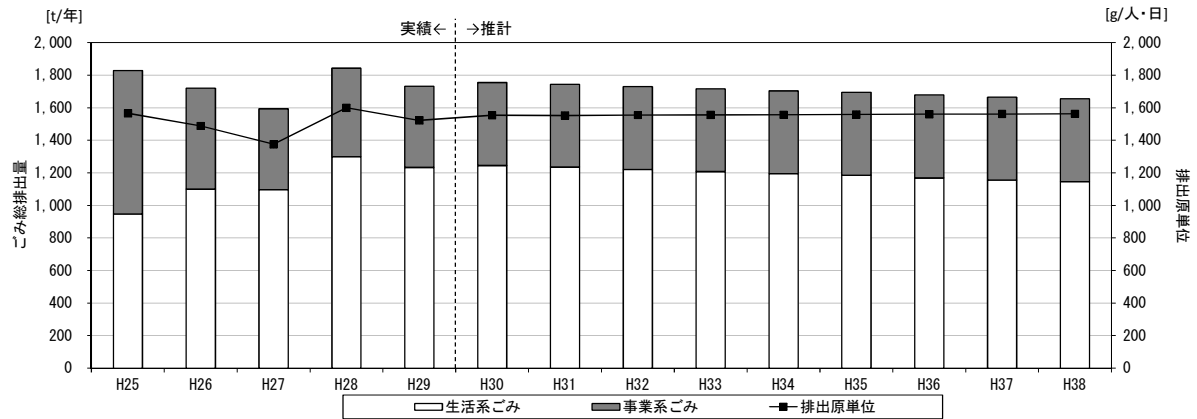


図 3-23 ごみ総排出量の推計結果

表 3-30 ごみ総排出量の推計結果

[単位：t/年]

		実績値	推計値	
		平成 29 年度	平成 33 年度 (中間目標年度)	平成 38 年度 (目標年度)
生活系ごみ	可燃	871	867	833
	不燃	22	22	21
	資源	287	266	242
	粗大	53	53	50
	計	1,233	1,208	1,146
事業系ごみ	可燃	485	493	493
	不燃 (粗大含む)	0	0	0
	資源	13	16	16
	計	498	509	509
ごみ総排出量	可燃	1,356	1,360	1,326
	不燃	22	22	21
	資源	300	282	259
	粗大	53	53	50
	計	1,731	1,717	1,655
	排出原単位 [g/人・日]	1,522	1,556	1,562

注) 四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

3 ごみ処理の評価

3.1 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」及び「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。

3.1.1 国の基本方針

国の基本方針では、以下の4つの指標について数値目標が設定されており、環境省告示第七号（平成28年1月21日）において、下記のとおりとなっている。

指標①：ごみ総排出量 ⇒ 平成32年度までに平成24年度比で約12%削減

指標②：リサイクル率 ⇒ 平成32年度までに約27%

指標③：最終処分量 ⇒ 平成32年度までに平成24年度比で約14%削減

指標④：1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ及び集団回収量等を除く）
⇒ 平成32年度までに500g

指標①～④の数値目標における本町の達成見込みは、表3-31に示すとおりである。

ごみ総排出量及び1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成32年度の目標を達成しない見込みとなっている。

リサイクル率及び最終処分量は、平成32年度の目標を達成する推計値となっている。

表 3-31 国の基本方針の目標率における本町の達成見込み

	基準年度の数値 (平成24年度)	目標年度の数値（平成32年度）		達成見込み
		目標値	推計値（現状趨勢）	
【指標①】 ごみ総排出量	1,727t/年	1,520t/年	1,730t/年	×
【指標②】 リサイクル率	21.2%	約27%	27.1%	○
【指標③】 最終処分量	92t/年	79t/年	22t/年	○
【指標④】 1人1日当たりの 生活系ごみ排出量	1,469g/人・日	500g/人・日	853g/人・日	×

3.1.2 第4次循環型社会形成推進基本計画

第4次循環型社会形成推進基本計画では、以下の3つの指標について数値目標が設定されている。

指標①：1人1日当たりのごみ排出量

⇒ 平成37年度までに約850g

指標②：1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ及び集団回収量等を除く）

⇒ 平成37年度までに約440g

指標③：事業系ごみ排出量

⇒ 平成37年度までに約461t/年

（平成37年度までに平成28年度比で約15.3%削減^{注）}）

注）基準年度を平成28年度として削減率を算定

指標①～③の数値目標における本町の達成見込みは、表3-32に示すとおりである。

1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は、平成37年度の各目標を達成しない見込みとなっている。

表3-32 第4次循環型社会形成推進基本計画の目標率における本町の達成見込み

	基準年度の数値 (平成28年度)	目標年度の数値（平成37年度）		達成見込み
		目標値	推計値（現状趨勢）	
【指標①】 1人1日当たりのごみ排出量	—	850g/人・日	1,665g/人・日	×
【指標②】 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	—	440g/人・日	853g/人・日	×
【指標③】 事業系ごみ排出量	544t/年	461t/年	509t/年	×

3.2 香川県の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る県の目標としては、「香川県廃棄物処理計画」（平成 27 年 12 月、香川県）において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。

指標①：ごみ総排出量 ⇒ 平成 32 年度までに平成 25 年度比で約 12.1%削減

指標②：リサイクル率 ⇒ 平成 32 年度までに 24.0%

指標③：最終処分量 ⇒ 平成 32 年度までに平成 25 年度比で約 16.7%削減

指標④：1 人 1 日当たりのごみ排出量

⇒ 平成 32 年度までに平成 25 年度比で約 8.9%削減

指標①～④の数値目標における本町の達成見込みは、表 3-33 に示すとおりである。

ごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 32 年度の目標を達成しない見込みとなっている。

リサイクル率及び最終処分量は、平成 32 年度の目標を達成する推計値となっている。

表 3-33 香川県廃棄物処理計画の目標率における本町の達成見込み

	基準年度の数値 (平成 25 年度)	目標年度の数値 (平成 32 年度)		達成見込み
		目標値	推計値 (現状趨勢)	
【指標①】 ごみ総排出量	1,828t/年	1,607t/年	1,730t/年	×
【指標②】 リサイクル率	23.3%	24.0%	27.1%	○
【指標③】 最終処分量	125t/年	104t/年	22t/年	○
【指標④】 1 人 1 日当たりのごみ排出量	1,566g/人・日	1,427g/人・日	1,555g/人・日	×

3.3 類似自治体の平均を基準とした評価

一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 28 年実態調査結果）」を用いて評価を実施した。

3.3.1 類似自治体の平均を基準とした評価

評価には、表 3-34 に示す指標を用いた。

表 3-34 評価の指標

評価指標			算出式
循環型 社会形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	ごみ総排出量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365 日 × 10 ³
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t) 【リサイクル率のこと】	資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t) 【最終処分率のこと】	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口 1 人当たり年間処理系費 (円/人・年)	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 (円/t)	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

3.3.2 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、類似自治体（総務省により提示されている類似自治体別市町村財政指数表の類型による類似自治体）の平均値と比較することにより実施した。類似自治体の平均との各指標をレーダーチャートで比較することにより、水準が明らかになる。

3.3.3 評価の結果

評価の結果は、図 3-24 及び表 3-35 に示すとおりである。

「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」は、類似自治体の平均を上回っている。すなわち、本町は類似自治体よりも廃棄物のうち最終処分される割合及び最終処分減量に要する費用が少なくなっている。

一方、「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収（RDF・セメント原料化等除く）」及び「人口 1 人当たり年間処理経費」は、類似自治体の平均を下回っている。すなわち、人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量及び人口 1 人当たり年間処理経費が多く、廃棄物からの資源回収率が低くなっている。

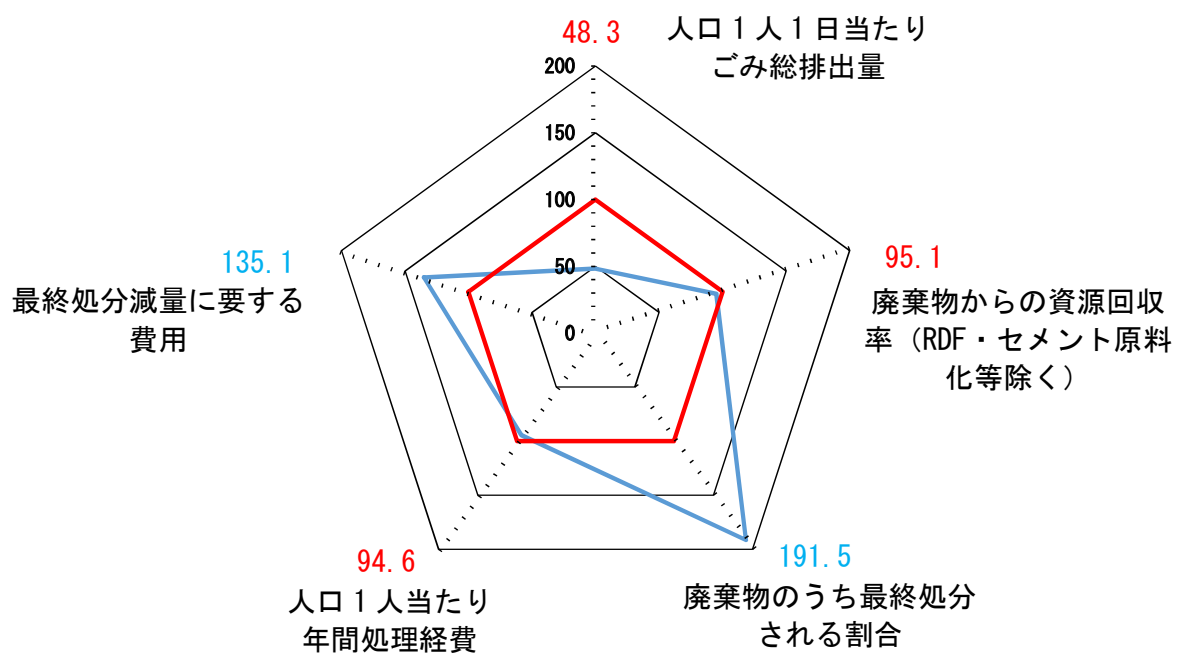


図 3-24 類似自治体の平均を基準とした評価の結果（平成 28 年度実績）

注）各評価指標を指数化して評価（類似自治体平均を 100（赤線で示す）として評価）

表 3-35 類似自治体の平均を基準とした評価の結果（平成 28 年度実績）

	人口 1 人 1 日当たり ごみ総排出量 [kg/人・日]	廃棄物からの 資源回収率 [t/t]	廃棄物のうち最 終処分される割 合 [t/t]	人口 1 人当たり 年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に 要する費用 [円/t]
平均	1.055	0.185	0.129	25,169	68,875
最大	2.253	0.530	0.31	79,356	201,915
最小	0.625	0.011	0	1,482	4,153
本町	1.6	0.176	0.011	26,528	44,732
指数値 ^{注1)}	48.3	95.1	191.5	94.6	135.1

注1) 類似自治体の平均値を 100 とした場合の本町の比較値

注2) 焼却残渣のエコセメント化等を行っている類似自治体も含む（最終処分量が 0t となる類似自治体）。

【評価結果（レーダーチャート）の見方】

＜全般＞

指標毎に、抽出した類似自治体の平均値が 100 となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

＜人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量＞

人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100 以下となっているため、人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は類似自治体平均よりも多いといえる。

＜廃棄物からの資源回収率＞

廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント減量化等除く）は、高いほど外側に広がる。本町の場合、100 以下となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似自治体平均よりも低いといえる。

＜廃棄物のうち最終処分される割合＞

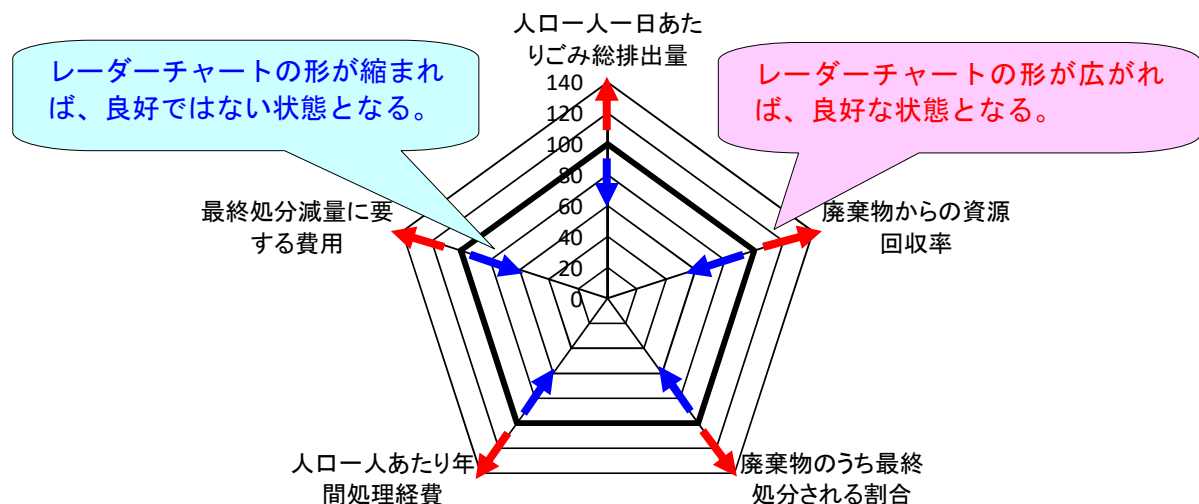
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100 以上となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似自治体平均よりも低いといえる。

＜人口 1 人あたり年間処理経費＞

人口 1 人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100 以下となっているため、人口 1 人あたり年間処理経費は類似自治体平均よりも多いといえる。

＜最終処分減量に要する費用＞

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100 以上となっているため、最終処分減量に要する費用は類似自治体平均よりも少ないといえる。



4 ごみ処理に係る課題

4.1 排出抑制

平成 28 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 1,606g/人・日であり、全国平均(925g/人・日)、香川県平均(872g/人・日)及び類似自治体の平均(1,054g/人・日)を上回っている。

国等の数値目標の達成状況については、国の基本方針に示されているごみ総排出量、資源ごみを除いた 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量の目標に対して、目標を達成しない見込みとなっている。また、第 4 次循環型社会形成推進基本計画に示されている 1 人 1 日当たりのごみ排出量、資源ごみを除いた 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の目標に対しても、目標を達成しない見込みとなっている。

さらに、本町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、類似自治体の中でも多くなっている。特に、可燃ごみの排出量が多く、生活系及び事業系ともに 1 人 1 日当たりの排出量が多くなっている。

したがって、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、特に、生活系及び事業系の可燃ごみの排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要がある。

また、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、町民との協働により、ごみ排出量を削減する必要がある。

4.2 資源化

国の基本方針では、平成 32 年度までにリサイクル率を約 27%に引き上げることが目標に掲げられている。平成 32 年度における本町のリサイクル率は 27.1%と推計されることから、目標の達成が見込まれる。

したがって、現在の施策を継続しながらリサイクルを推進するとともに、資源ごみの分別について、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、町民との協働により、資源化量及びリサイクル率の現状維持を図る必要がある。

4.3 収集運搬

本町は、燃えるごみ、空きカン類、空ビン・ペットボトル・プラボトル類、不燃ごみ、紙類、発泡スチロール、乾電池・蛍光灯の収集を行っている。今後も引き続きごみステーション収集による収集運搬を行っていく予定である。

なお、高齢化社会が進む昨今において、高齢者の町民への負担が少なくなる収集運搬体制を検討していく必要がある。

4.4 中間処理

現在、本町で搬出される燃えるごみは、直島町クリーンセンターの焼却施設で焼却処理している。不燃ごみ及び粗ごみは、直島町クリーンセンターの資源化施設において破碎、磁力選別工程によって鉄くずを資源回収し、資源回収できない破碎残渣は、焼却施設において焼却処理

又は最終処分場において埋立処分している。また、紙類、発泡スチロール、乾電池・蛍光管、小型家電製品等の資源ごみは資源化施設のストックヤードにおいて一時保管し、民間事業者に処理を委託している。

資源化施設は平成 27 年 4 月から、焼却施設は平成 28 年 4 月から稼働しており、比較的新しい施設であることから処理能力は十分にあると考えられる。

4.5 最終処分

最終処分は、直島町不燃物最終処分場において行っている。最終処分量は、減少傾向となっており、平成 29 年度時点で国の基本方針の目標値を達成している。

引き続きごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで、現状の最終処分量を維持していく。

4.6 その他

環境保全や環境美化の観点から、海岸漂着ごみ、ごみ不法投棄やポイ捨て防止策を強化する必要がある。また、特別管理一般廃棄物や処理困難物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法確立する必要がある。さらに、地震及び風水害等の大規模災害時に一時的に発生する多量の廃棄物については、速やかに処理する体制を確保する必要がある。

4.7 ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費は、平成 25 年度は 4,260 円/t、平成 29 年度は 9,826 円/t であり、増加傾向にある。また、類似団体との比較より、本町のごみ処理経費は、同様の団体と比べて高価であると考えられる。

したがって、廃棄物処理に要する経費の縮減を検討していく必要がある。

5 ごみ処理に係る数値目標

5.1 目標とする指標の設定

国等の目標指標の設定状況は、表 3-36 に示すとおりである。

現行計画の目標指標は、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の 3 つとしており、国等の目標指標に基づいた設定となっている。

本計画においても、表 3-36 に示した国等の目標指標の設定状況を考慮し、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」及び「最終処分量」を目標指標として設定する。

表 3-36 国等の目標指標の設定状況

目標指標	国の基本方針	第 4 次循環型社会形成推進基本計画	香川県廃棄物処理計画	類似自治体 (38 団体)	現行計画 (H24. 3)
ごみ総排出量	○	—	○	○	—
1 人 1 日当たりのごみ排出量	—	○	○	○	○
資源ごみを除く 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量	○	○	—	○	—
事業系ごみの総量	—	○	—	—	—
リサイクル率	○	—	○	○	○
最終処分量	○	—	○	○	○

注) ○：指標の設定を行っている項目

5.2 目標値の設定

ごみ処理に係る数値目標は、国等の目標指標及び現行計画の指標に基づき以下の3つとする。

【目標①】1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、目標年度までに約1,427gを目指す。

(基準年度平成25年度の実績値に対して約8.9%削減)

(目標設定の考え方)

本町の1人1日当たりのごみ排出量は、類似自治体の中でも3番目に多くなっていることから、更なるごみの減量が必要である。本町の現状では、国等の目標との乖離が大きく達成は困難である。以上を踏まえ、平成38年度までに、香川県が平成32年度までを期間として定めている目標(1,427g/人・日)の達成ができるように目標値を設定した。

表 3-37 1人1日当たりのごみ排出量の目標値設定

	基準年	実績値	目標値
	平成25年度	平成29年度	平成38年度
1人1日当たりのごみ排出量 [g/人・日]	1,566	1,522	1,427

【目標②】リサイクル率

リサイクル率は、目標年度において27%以上とする。

(目標設定の考え方)

本町のリサイクル率の目標は、既に国の目標等を達成している。

可燃ごみに混入する資源物の分別・収集等を行い、リサイクル率の更なる向上を目指す。

表 3-38 リサイクル率の目標値設定

	基準年	実績値	目標値
	平成25年度	平成29年度	平成38年度
リサイクル率 [%]	23.3	26.9	28.6

【目標③】最終処分量

既に大幅な削減に成功していることから、現状の維持(22t/年程度)を目指す。

(目標設定の考え方)

本町のリサイクル率の目標は、既に国の目標等を達成している。

表 3-39 最終処分量の目標値設定

	基準年	実績値	目標値
	平成25年度	平成29年度	平成38年度
最終処分量 [t/年]	125	22	19

5.3 目標達成時のごみ排出量等

5.3.1 生活系ごみ

目標達成時の生活系ごみの推計結果は、図 3-25、図 3-26、表 3-40 及び表 3-41 に示すとおりである。

目標①を達成するためには、生活系ごみ排出原単位を平成 38 年度までに約 103g/人・日（平成 29 年度比約 9.5%）減量する必要がある。

生活系ごみのうち、特に減量が必要なごみは可燃であり、平成 38 年度までに約 83g/人・日（平成 29 年度比約 10.8%）の減量が必要である。

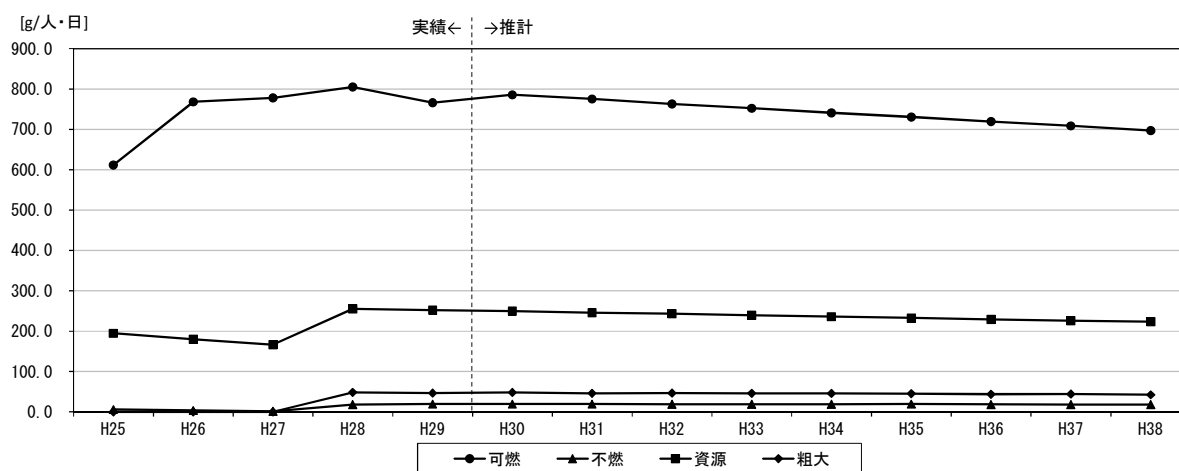


図 3-25 目標達成時の生活系ごみ排出原単位

表 3-40 目標達成時の生活系ごみ排出原単位

[単位：g/人・日]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	766.1	752.5	697.4
不燃	19.3	19.0	17.9
資源	252.4	239.3	223.7
粗大	46.6	46.2	42.5
合計	1,084.4	1,057.0	981.5

注) 四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

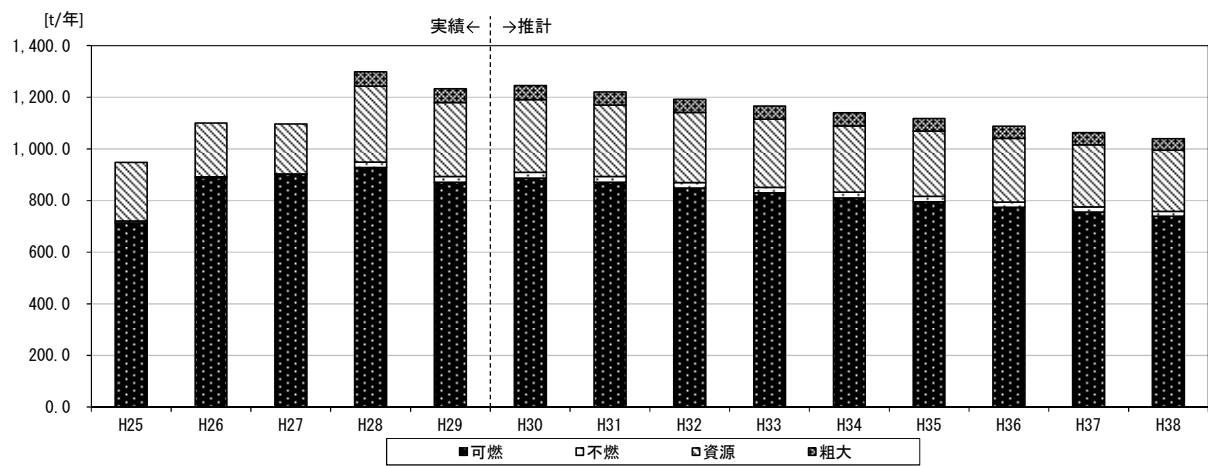


図 3-26 目標達成時の生活系ごみ排出量

表 3-41 目標達成時の生活系ごみ排出量

[単位：t/年]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	871	830	739
不燃	22	21	19
資源	287	264	237
粗大	53	51	45
合計	1,233	1,166	1,040

注) 四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

5.3.2 事業系ごみ

目標達成時の事業系ごみの推計結果は、図 3-27、図 3-28、表 3-42 及び表 3-43 に示すとおりである。

目標①を達成するためには、事業系ごみ排出原単位を平成 38 年度までに約 0.07t/日（平成 29 年度比約 5.2%）減量する必要がある。

事業系ごみのうち、特に減量が必要なごみは可燃であり、平成 38 年度までに約 0.1t/日（平成 29 年度比約 7.7%）の減量が必要である。

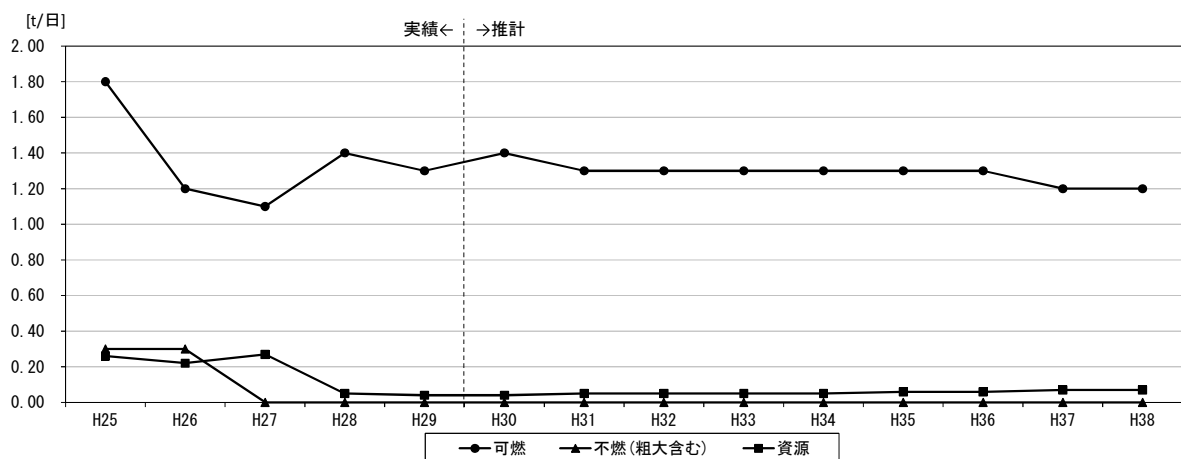


図 3-27 目標達成時の事業系ごみ排出原単位

表 3-42 目標達成時の事業系ごみ排出原単位

[単位：t/日]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	1.3	1.3	1.2
不燃 (粗大含む)	0	0	0
資源	0.04	0.05	0.07
合計	1.34	1.35	1.27

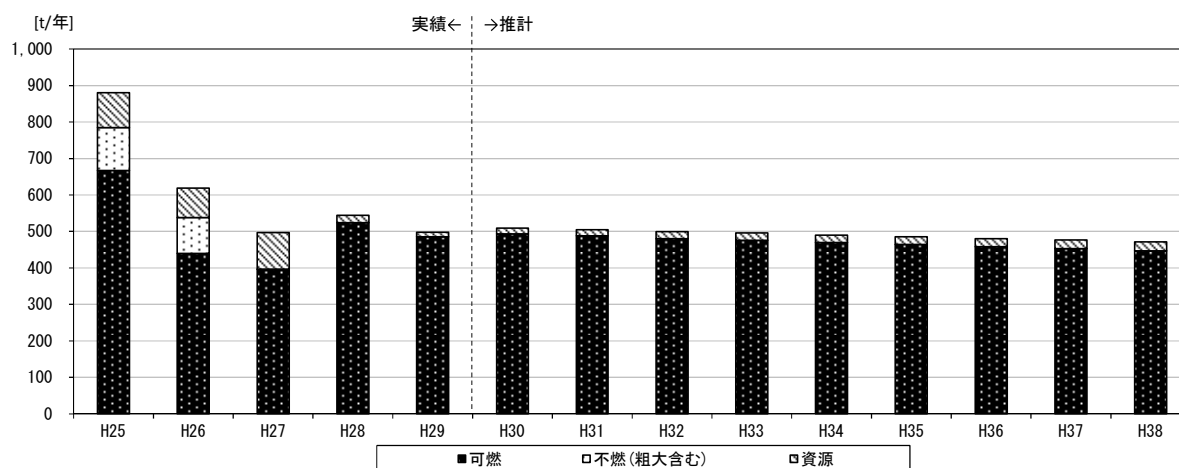


図 3-28 目標達成時の事業系ごみ排出量

表 3-43 目標達成時の事業系ごみ排出量

[単位：t/年]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
可燃	485	476	447
不燃 (粗大含む)	0	0	0
資源	13	20	25
合計	498	496	472

5.3.3 ごみ総排出量

目標を達成した場合のごみ総排出量の推移は、図 3-29 及び表 3-44 に示すとおりである。

目標達成時のごみ総排出量は、生活系ごみ及び事業系ごみともに減少する傾向となっている。

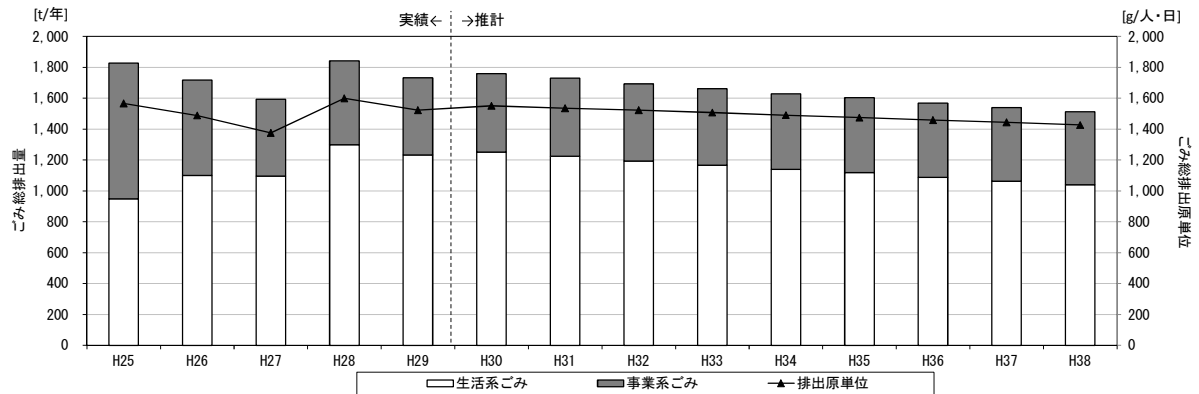


図 3-29 目標達成時のごみ総排出量の推移（生活系及び事業系）

表 3-44 目標達成時のごみ総排出量の推移（生活系及び事業系）

	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度 推計値 (目標年度)
生活系ごみ [t/年]	1, 233	1, 166	1, 040
事業系ごみ [t/年]	498	496	472
ごみ総排出量 [t/年]	1, 731	1, 662	1, 512
排出原単位 [g/人・日]	1, 522	1, 507	1, 427

6 基本方針

ごみ処理に係る課題の解決及び数値目標の達成により、“町民・事業者・行政の協働と連携による循環型のまち”の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定する。

基本方針は、現行計画の内容を原則踏襲するものとする。

基本方針 1 町民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進

本計画では、1人1日あたりのごみ排出量を平成38年度までに、1,427g/人・日とすることを目標としている。この目標を達成するためには、町民・事業者・行政が連携し、発生・排出抑制に向けた共通の意識を持ち、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要である。また、国の進める2R（リデュース・リユース）の取組推進に賛同し、そもそもごみを排出しないライフスタイルの促進を図る必要がある。

したがって、町は、一般廃棄物処理の責任主体として、発生・排出抑制に係る施策を策定するとともにそれらの施策を効果的に展開するため、町民及び事業者に対して周知徹底を図る。

また、町民及び事業者は、排出者としての責任を果たすため、町が策定した施策に積極的に参加する。

基本方針 2 適正処理の推進

本町で排出されるごみは、資源ごみは平成27年度より、可燃ごみ等は平成28年度より直島町クリーンセンターで適正に処理を実施している。

本町は、今後も継続して同施設における廃棄物処理を行っていく予定であり、これまでと同様に一般廃棄物の適正処理の推進を図るものとする。

基本方針 3 循環資源の利用促進

排出されたごみのリサイクルは、リサイクル率の向上だけではなく、不法投棄対策や災害廃棄物処理等の課題に対してごみ処理体制を将来にわたって安定的に構築することにも寄与するとともに、最終処分量の削減にも大きな効果をもたらす。

また、現在は焼却処理されている燃やせるごみの中には紙ごみ等の資源化できるものが多く含まれていることから、適正な資源物の循環利用を行うためにこれらのリサイクルの推進を図るものとし、リユース施設等の利用促進を継続していく。

基本方針 4 町民・事業者の情報提供及び環境教育の推進

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するためには、本町のごみ処理の現状やリサイクルの必要性について町民・事業者理解してもらうことが重要である。

したがって、町民・事業者に対して、ごみ処理に係る情報を積極的に提供するとともに、小学校4年生を対象とし、“ごみ”を題材とした環境教育の推進を図る。

7 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

「行政」、「住民」、「事業者」の各主体において、以下の排出抑制施策の推進に努める。

7.1 行政における排出抑制施策の推進

7.1.1 環境教育の充実

近年、ごみ問題への社会的関心が高くなっているが、ごみの排出抑制を全町的、継続的に実効性のあるものとするためには、住民一人一人のごみに対する意識を向上させ、現状の把握、排出に対する責任、ごみ処理行政への理解を得ることが重要である。また、学校等でごみの分別や直島町クリーンセンターの見学等の体験型の環境教育活動に取り組むものとする。

7.1.2 広報・啓発活動の充実

ごみの排出抑制の定着とごみに対する教育の補完を目的として、広報・啓発活動の充実を図るため、ごみ処理に係る諸問題について日常的に広報、ふれあい直島通信等で啓発活動に努める。町内のイベントや国・県の事業、制度等いろいろな機会を積極的に活用して、ごみの排出抑制や適正分別排出を呼び掛け、また、マイバッグ（買物袋）持参運動や詰替え商品の利用を勧める。

7.1.3 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

本町は、観光に訪れる観光客が多く、観光関係の事業所が多数存在する。本計画の削減目標達成のために、事業系ごみ排出量の大幅な削減が必要である。このことから、行政が主体となり、事業系ごみの減量化・再生利用を図るため、事業系ごみの適正な処理方法について排出事業者に対する指導の強化に努める。

7.1.4 ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底

本町では、ごみの分別や出し方をホームページに掲載するとともに、ごみカレンダーも作成し、町民に対してごみの分別排出に係る情報を提供している。

今後とも、分別方法等のホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、ごみ分別ガイドブック等を作成し、町民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報をふれあい直島通信等で提供する。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報紙やチラシ等を活用し、情報提供を行う。

7.1.5 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

事業所から排出されるごみは事業者の責任において処理することとされている。このような状況を踏まえ、今後、排出事業者責任の徹底や受益者負担の公平性の観点から、事業系ごみ処理手数料の見直しについて検討する。

7.1.6 規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進

現在、規模が小さい事業所において発生するごみは、生活系ごみのステーションに排出され、生活系ごみとして収集・処理されているものが多くある。一方、廃棄物処理法では、事業所から排出されるごみは事業者の責任において処理することとされている。

このような状況を踏まえ、規模が小さい事業所において適正にごみが排出されるよう、指導を行う。なお、指導にあたっては、町内会等と連携する。

7.1.7 観光ごみの発生抑制のためのキャンペーン

観光地における観光客や旅館、観光施設などに対し、ごみの持ち帰り励行や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開する。

7.2 住民における排出抑制施策の推進

7.2.1 生ごみ処理機等の導入

本町では、生ごみ処理機及びガーデンシュレッダーの設置補助制度を設け、生ごみ処理機等を設置する町民に対して、一定の補助金を交付している。今後とも、本制度を継続するとともに、本制度の利用拡大のため、啓発チラシを配布するなどの普及活動を行う。

7.2.2 マイバッグ（買い物袋）持参によるごみ減量化

全国的に、レジ袋の無料配布中止が積極的に行われている。このような状況をふまえ、本町においても、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などを呼び掛ける。また、毎週水曜日を「買い物バッグの日」として定め、マイバッグの普及活動を行う。

7.2.3 簡易包装によるごみ減量化

レジ袋や包装紙等のごみを減らす観点から、簡易包装や量り売り、バラ売りのものを選ぶよう配慮する。買物袋を新たに用意することなく、レジ袋を買物袋として再利用するのも一つの方法である。

7.2.4 使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用

使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にする生活スタイルを心掛ける。

7.2.5 水切りによる生ごみの減量化

生ごみは、一般적으로ごみ質量の約半分が水分である。

したがって、生ごみの水分をできるだけ除去して排出することは、ごみの減量及び、ごみ焼却施設の焼却エネルギーを上げることになる。水切り袋等を使用して生ごみに含まれる水分をできるだけ除去するよう心掛ける。

7.3 事業者における排出抑制施策の推進

7.3.1 過剰包装の抑制

包装を簡素化し、トレイの使用を必要最小限にする等流通業界団体等で包装の基準を策定し、包装材料の減量化に一層の努力を行うとともに、消費者によるマイバッグ運動に努める。

7.3.2 使い捨て容器の使用抑制

ごみとして排出される容器が増大していることから、生産者は使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るとともに、販売業者も詰替え商品の販売の促進に努める。

7.3.3 発生源における排出抑制

事業者は、拡大生産者責任の理念の下にごみの減量化・再生利用について主体的にその方向づけを行い、発生源における複数事業者の協力による回収体制を整備する等排出抑制の推進に努める。また、排出時には容器包装材としての回収を含め、適正分別排出に努める。

7.3.4 観光ごみ排出量削減にむけた啓発活動の検討

事業者は、店舗において観光客向けの観光ごみ排出削減をイメージしたポスターや広告塔を掲示し、来訪する観光客に対してごみ排出抑制の啓発活動を行う。

また、観光客からのごみの受け付けは極力行わないように努める。

7.4 施策の取りまとめについて

実際に実施する施策（案）は、表 3-45 に示すとおりである。

表 3-45 行政・住民・事業者ごとの排出抑制に対する取組み

区 分	排 出 抑 制
行政	1. 環境教育の充実（学校教育、社会教育） 2. 広報・啓発活動の充実 3. 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底 4. ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底 5. 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討 6. 規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進 7. 観光ごみの発生抑制のためのキャンペーン
住民	1. 生ごみ処理機の導入 2. マイバッグ（買い物袋）持参によるごみ減量化 3. 簡易包装によるごみ減量化 4. 使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用 5. 水切りによる生ごみ減量化
事業者	1. 過剰包装の抑制 2. 使い捨て容器の排出抑制 3. 発生源における排出抑制 4. 観光ごみ排出量削減にむけた啓発活動の検討

8 収集運搬計画

8.1 計画収集区域

計画収集区域は、これまでどおり、町内全域とする。

8.2 実施主体

収集運搬の実施主体は、本町とする。本町の収集運搬の対象は生活系ごみのみとし、事業系ごみは、許可業者または直接搬入とする。

8.3 収集形態

収集形態は、これまでどおり委託収集とする。

8.4 収集方式

収集方式等は、これまでどおり表 3-46 のとおりとし、国または香川県の計画等に応じて適宜見直しを行う。

表 3-46 収集方式

ごみの種類	収集品目	収集方式
可燃ごみ	台所ごみ、紙くず等	ステーション収集
紙類	新聞・雑誌等	ステーション収集
資源ごみ (1)	空きカン類	ステーション収集
資源ごみ (2)	空きビン、ペットボトル 容器包装プラスチック等	ステーション収集
発泡スチロール	食品トレイ、漁箱、緩衝材等 (発泡スチロール製のもの)	ステーション収集
不燃ごみ	電球、乾電池、蛍光灯	ステーション収集

8.5 収集頻度

収集頻度は、これまでどおり表 3-47 に示すとおとし、地域の実情に応じて適宜見直しを行う。

表 3-47 収集日

曜 日 (毎週)	全地区
月曜日	燃えるごみ
火曜日	資源ごみ(1)(2)、発泡スチロール、 不燃ごみ、乾電池・蛍光灯
水曜日	燃えるごみ
木曜日	紙類
金曜日	燃えるごみ

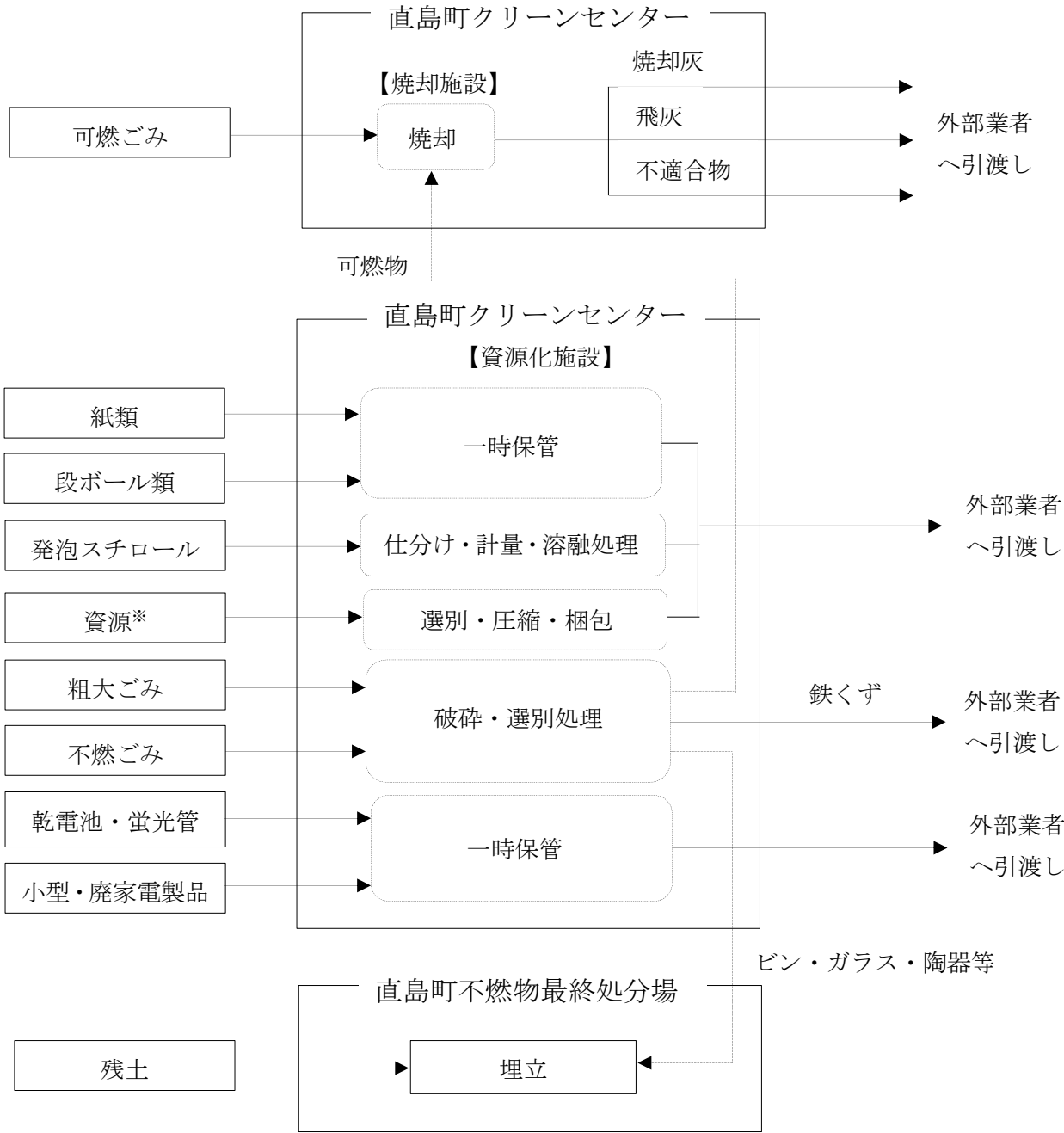
9 中間処理計画

9.1 実施主体

中間処理の実施主体は、直島町とする。

9.2 中間処理計画

中間処理計画は、これまでどおり図 3-30 に示すとおりとする。



※空きカン、ビン、ペットボトル、容器包装プラボトル

図 3-30 ごみ処理フロー

10 最終処分計画

10.1 実施主体

最終処分の実施主体は、直島町とする。

10.2 最終処分を行うごみの種類

最終処分対象物は、基本的に「資源化施設及び焼却施設から出る不適残渣」とする。

10.3 施設の整備計画等

現在、本町で最終処分処理は、直島町納言様埋立地で実施されている。

直島町納言様埋立地の埋立残余容量の過去5年間の推移は、表3-48に示すとおりである。
当該施設の残余容量は、約113m³減少している。

最終処分の対象ごみは、基本的に資源化施設及び焼却施設から出る処理不適物とする。なお、焼却施設から排出される焼却灰及び焼却飛灰は、民間において再利用することから、最終処分は行わない。最終処分量の見込みは、表3-49に示すとおりである。

以上より、当該施設の残余容量は、十分余裕があることから、今後も引き続いて最終処分を同施設で行っていく。

表 3-48 直島町納言様埋立地の残余容量の推移

[単位：m³]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
残余容量	17,362	17,260	17,257	17,257	17,249

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表 3-49 最終処分量の見込み

[単位：t/年]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 34 年度 (中間目標年度)	平成 38 年度 (目標年度)
最終処分量	22	19	19

11 その他ごみ処理に関し必要な事項

11.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

11.1.1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられる。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理されている。また、小型家電については、ごみ袋の容量内に収まるものに限ってステーション収集、容量外のを直島町クリーンセンターへ持ち込むように継続的な周知を行っていく。

11.1.2 ばいじん

焼却施設で発生するばいじんは、引き続き民間会社で再利用を行う。

11.1.3 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性廃棄物マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。

なお、在宅医療に伴い発生する廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、町民等に対する啓発を行う。

11.2 処理困難物の適正処理

本町で取り扱いができないもの（処理困難物）は、最終処分場や中間施設への搬入はできない。

廃テレビジョン受信機及び廃電気冷蔵庫については、家電リサイクル法にのっとり処理を行う。また、廃ゴムタイヤについては、町は引取を行わず、業者引取などで処分するように町民に対して啓発する。

このほか、特殊な処理が必要となるもの（タイヤ、消火器等）、液体類（液状の薬品、廃油等）等は、処理困難物として本町による処理を行わないこととし、排出者が廃棄物処理業者や販売事業者などに直接依頼するよう周知を図る。

11.3 散在性ごみ対策

広報誌やホームページの啓発を行い、ごみやタバコのポイ捨てを行わないよう、町民に呼びかける。

11.4 不法投棄対策

本町では、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止を呼びかける看板を設置している。また、随時監視パトロールを実施している。今後も引き続き広報紙やホームページにおいて不法投棄防止を呼び掛け、不法投棄量の削減に努める。

また、不法投棄の監視体制についても検討を行う。

11.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に発生する廃棄物は、県及び防災関係機関等と連絡を密にして、廃棄物の適正処理を図る。また、本町の直島町災害廃棄物処理計画（行動マニュアル含む）を準拠し、災害時の廃棄物を適正に処理する。

11.6 海岸漂着ごみ対策

平成 30 年 6 月 22 日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が改定され、これに基づき各県と市町村は連携し、海岸漂着ごみに関する取組を行うこととなっている。

本町では、町民が主体となって、過去に海岸清掃活動を行っている。今後も引き続いて海岸清掃活動を行い、回収した漂着ごみは焼却施設で処理を行う。

11.7 資源物有効利用促進法によるパソコンの適正処理対策

使用済みパソコンは、排出者により「事業系パソコン」と「生活系パソコン」に分けられ、事業系パソコンについては資源物有効利用促進法に基づき回収・リサイクル、生活系パソコンについてはごみ袋の容量内に収まるものに限ってステーション収集している。

本町は、使用済みパソコンの適正な処理の推進を図ることを目的として、町内の排出者（住民、事業者）に対して情報の周知を図る。

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理体系

本町における生活排水の処理体系は図 4-1 に示すとおりであり、本町の生活排水棟の処理は直島町浄化センターで行っている。

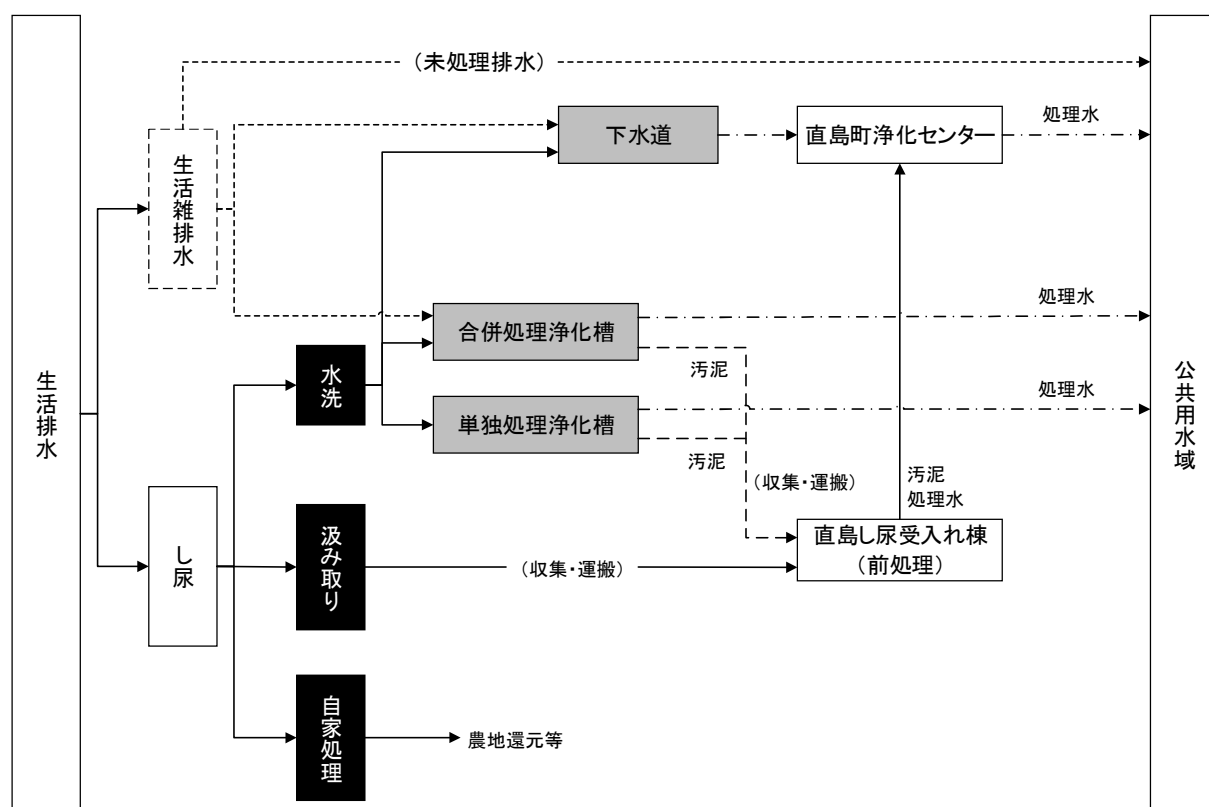


図 4-1 生活排水の処理体系（平成 30 年度現在）

2 生活排水の処理形態別人口

2.1 生活排水の処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の推移は、図 4-2 及び表 4-1 に示すとおりである。

下水道人口は増加傾向、浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は、減少傾向にある。

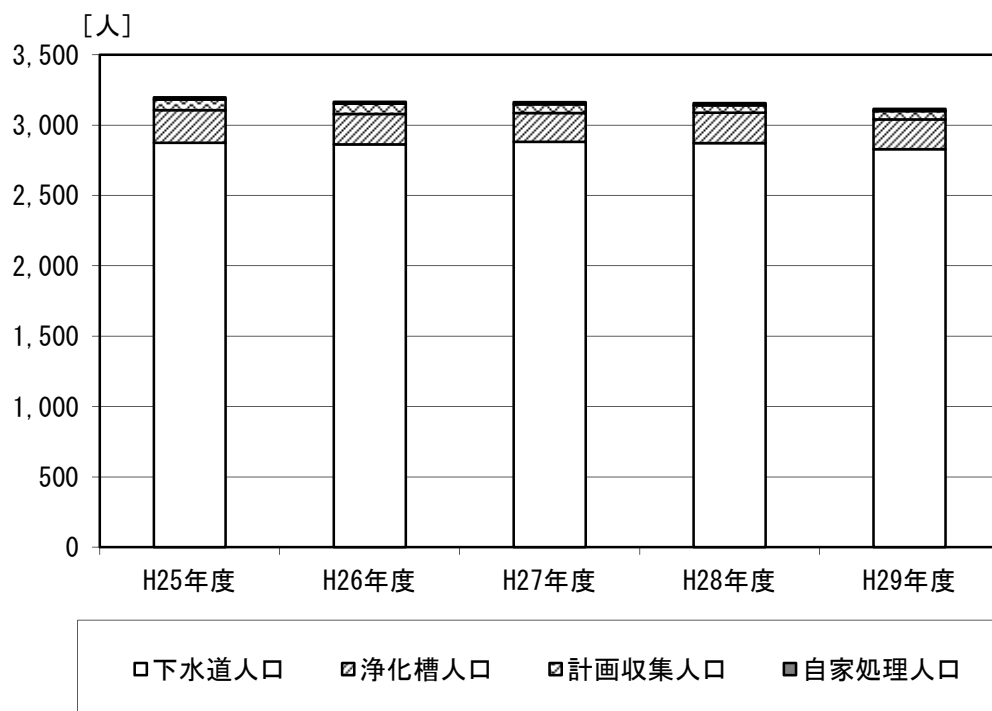


図 4-2 処理形態別人口の推移

表 4-1 処理形態別人口の推移

[単位：人]

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
水洗化人口	下水道人口	2,873	2,863	2,881	2,871	2,828
	浄化槽人口	232	216	204	216	212
	計	3,105	3,079	3,085	3,087	3,040
非水洗化人口	計画収集人口	76	73	61	54	60
	自家処理人口	17	14	16	15	15
	計	93	87	77	69	75
合計		3,198	3,166	3,162	3,156	3,115

3 し尿、浄化槽汚泥及び自家処理量の排出量

し尿、浄化槽汚泥の排出量及び自家処理量の推移は、図 4-3、図 4-4 及び表 4-2 に示すとおりである。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量はし尿が減少傾向にあり、浄化槽汚泥が増減を繰り返し推移している。

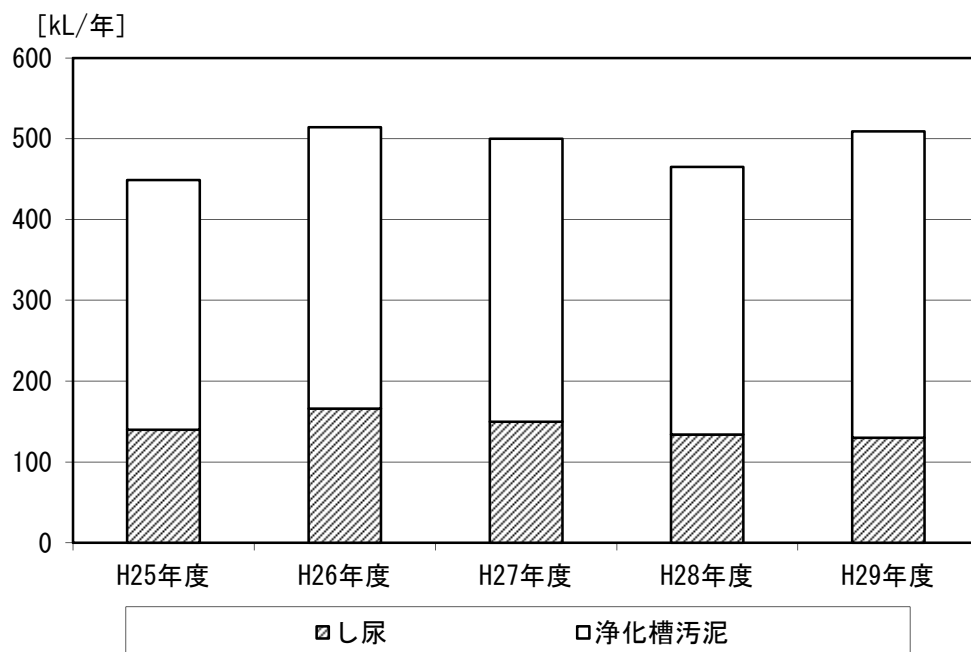


図 4-3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

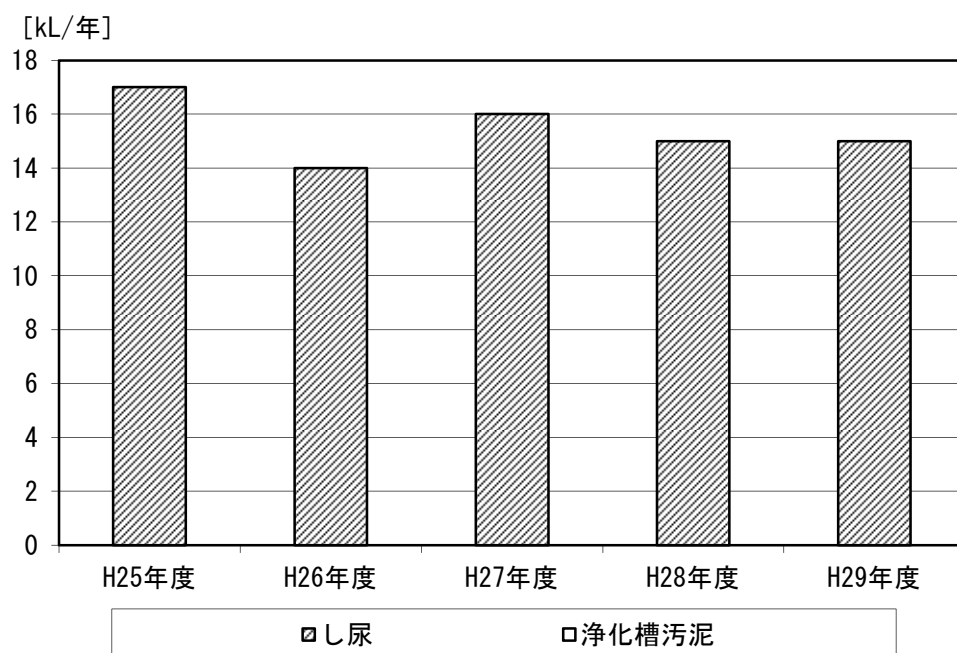


図 4-4 自家処理量（し尿＋浄化槽汚泥）の推移

表 4-2 し尿、浄化槽汚泥の排出量及び自家処理量の推移

[単位：kL/年]

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
排出量	し尿	140	166	150	134	130
	浄化槽汚泥	309	348	350	331	379
自家処理量	し尿	17	14	16	15	15
	浄化槽汚泥	0	0	0	0	0

4 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 収集・運搬体制

	収集・運搬体制
し尿及び浄化槽汚泥	委託、許可

5 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
直島町浄化センター	し尿、生活雑排水	直島町
浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等（管理者）

6 し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は表 4-5 に示すとおりであり、2009 年度より直島町し尿受入れ棟の稼働を開始した。

直島町し尿受入れ棟は、町内のし尿及び浄化槽汚泥をバキューム車にて受入し、夾雑物を前処理設備で除去した後、定量ポンプにて下水道施設へ希釈投入するための施設である。

表 4-5 し尿処理施設等の概要

施設の名称	直島町し尿受入れ棟
施設所管	直島町
所在地	香川県香川郡直島町 2797-3
使用開始年度	平成 21 年
処理能力	1.62kL/日
処理方式	夾雑物を前処理設備で除去

7 生活排水処理に係る将来予測

7.1 将来予測の手順

処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥排出量の将来予測の手順は、図 4-5 に示すとおりである。

し尿は、トレンド推計によりし尿排出原単位及び計画収集人口の将来予測を行い、両者を乗じたものを排出量の推計値とした。

浄化槽汚泥は、トレンド推計により浄化槽汚泥排出原単位及び浄化槽人口の将来予測を行い、両者を乗じたものを排出量の推計値とした。

自家処理量は、トレンド推計に自家処理排出原単位及び自家処理人口の将来予測を行い、両者を乗じたものを排出量の推計値とした。

なお、下水道人口は、総人口から浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口を差し引くことにより算出した。

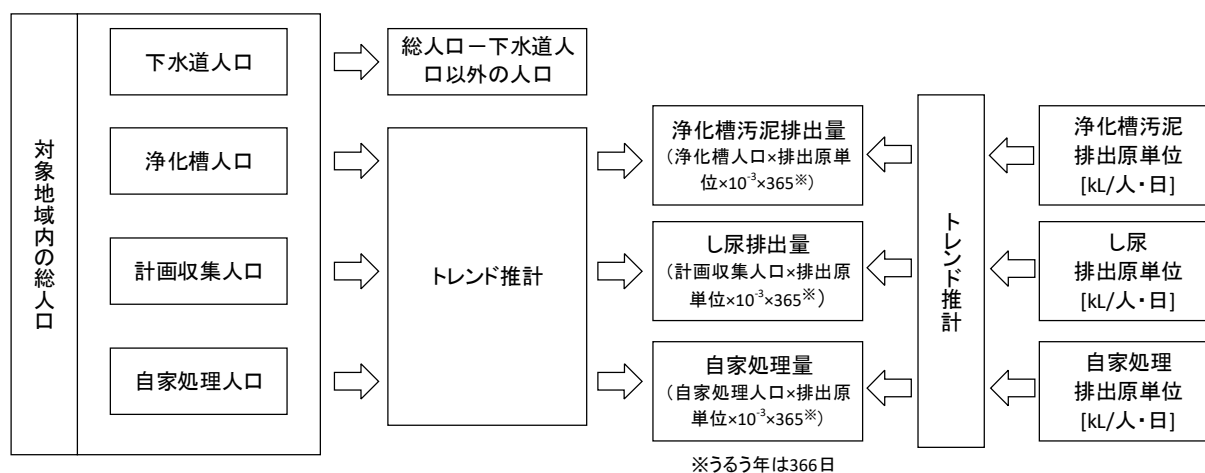


図 4-5 将来予測の手順

7.2 将来予測の方法

推計は、直近 5 年間（平成 25 年度～29 年度）の実績値をもとに、以下に示す一次傾向線、二次傾向線、指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線及び平均値の 6 推計式により行った。

- ①一次傾向線： $y = a x + b$

②二次傾向線： $y = a x^2 + b x + c$

③指数曲線： $y = a \times b^x$

④べき曲線： $y = y_0 + a \times x^b$

⑤ロジスティック曲線： $y = K / (1 + e^{(a - b x)})$

⑥平均値： $y = \text{一定値}$

x ：年度（基準年からの経過年数）

y ： x 年度（基準年から x 年後）の推計値

y_0 ：実績初年度の値

K ：過去の実績値から求められる飽和値

a, b, c ：最小二乗法により求められる定数

参考：「厚生省水道環境部監修 ごみ処理施設構造指針解説」（社団法人全国都市清掃会議、昭和 62 年 8 月 25 日）

なお、推計時には、以下を考慮した。

- ◆過去の実績と比べて極端に異なる傾向や、現実的な増減傾向を示さない推計式は候補から除外した。
- ◆大きな増減を引き起こす要因が考えられないにも関わらず、増加や減少が継続する場合は、相関係数が高くとも候補から除外した（増加・減少傾向の緩やかなものを選択したことがある）。
- ◆過去の実績が増減を繰り返し、その増減の理由や明確な傾向が不明確な場合は、実績値の平均値を推計値とした。

7.3 将来予測の結果

7.3.1 処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、図 4-6 及び表 4-6 に示すとおりである。

下水道人口、浄化槽人口及び計画収集人口は減少傾向で推移すると見込まれる。これは、本町全体の人口が減少する事象が大きな原因となっていると考えられる。

自家処理人口は横ばいで推移すると見込まれる。

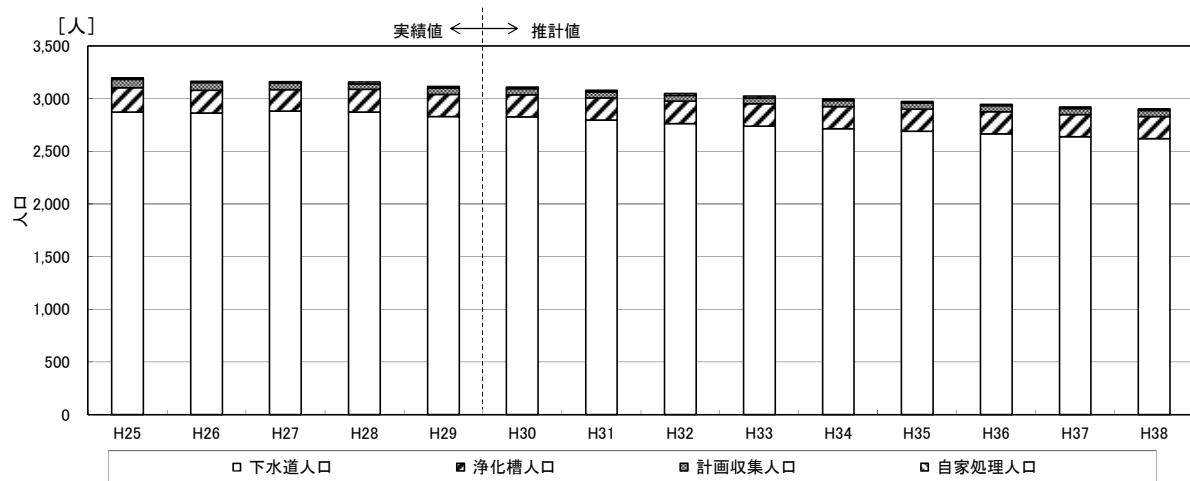


図 4-6 処理形態別人口の推移

表 4-6 処理形態別人口の推移

[単位：人]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
下水道人口	2,828	2,739	2,621
浄化槽人口	212	211	210
計画収集人口	60	57	57
自家処理人口	15	15	15
合計	3,115	3,022	2,903

7.3.2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移は、図 4-7 及び表 4-7 に示すとおりである。

し尿排出量及び自家処理量は、横ばい傾向で推移すると見込まれる。浄化槽汚泥は、減少傾向で推移すると見込まれる。

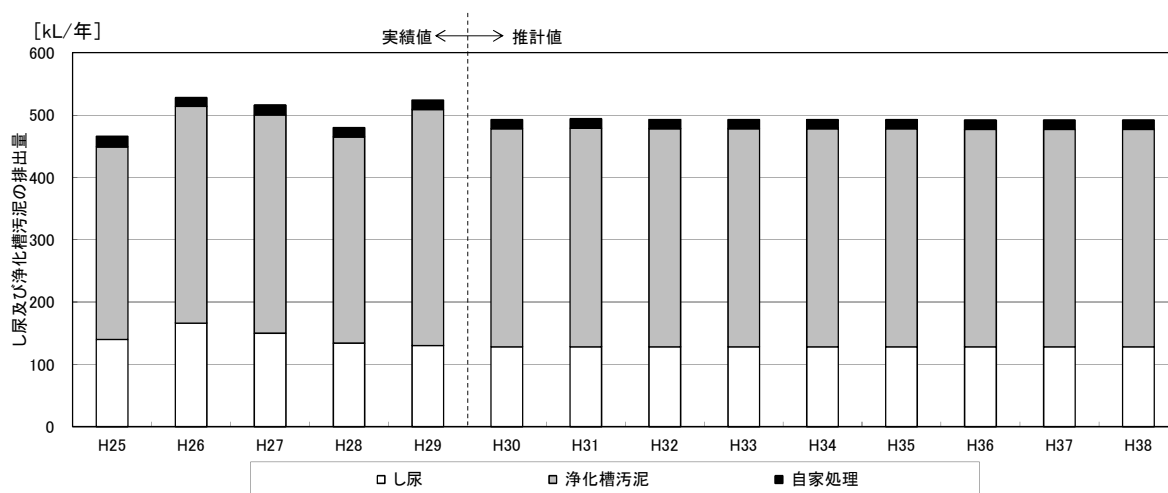


図 4-7 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

[単位：kL/年]

	平成 29 年度 (実績値)	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
し尿	130	128	128
浄化槽汚泥	379	350	349
自家処理量	15	15	15

8 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

8.1 収集運搬計画

8.1.1 収集運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥については、環境衛生に配慮し、速やかに収集運搬を実施することにより、町民サービスの向上に努める。

8.1.2 収集区域

収集区域は、本町全域とする。

8.1.3 収集運搬体制

現在、し尿及び浄化槽汚泥は、委託により収集を行っている。今後とも、現在の体制により、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の見込みは、表 4-8 に示すとおりである。

表 4-8 収集運搬量の見込み

[単位：kL/年]

	平成 33 年度推計値 (中間目標年度)	平成 38 年度推計値 (目標年度)
し尿	128	128
浄化槽汚泥	350	349

8.2 中間処理計画

8.2.1 中間処理に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥は、直島町の直島町浄化センターで適正に処理を行っている。今後とも、施設の適正な維持管理を行い、適正処理の推進に努める。

8.2.2 目標年度における中間処理量

目標年度の中間処理量の見込みは、表 4-9 に示すとおりである。

目標年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、477kL/年が見込まれるが、浄化槽汚泥の排出量は減少すると見込まれるため、将来的にはさらに減少すると予想される。

表 4-9 目標年度の中間処理量の見込み

	目標年度の中間処理量	
	年間 [kL/年]	1 日あたり [kL/日]
し尿排出量	128	0.35
浄化槽汚泥排出量	349	0.96
合計	477	1.31

9 その他処理に関し必要な事項

9.1 町民に対する広報・啓発活動

生活雑排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性等について、今後とも、広報紙等により、いっそうの周知徹底を図る。

9.2 環境教育の充実、拡大

瀬戸内海内に位置する自治体として、海域への汚濁負荷の排出を最小限に抑えることが重要である。したがって、町民を対象とした出前講座等を実施し、生活排水処理に対する町民の意識向上を図り、公共用水域の水質保全を図る。

9.3 地域に関する諸計画との関係

第4次直島町総合計画や直島町水道事業基本計画との整合を図りながら、本計画を推進する。